

オオノ開発株式会社東温処分場  
廃棄物焼却施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書

—要約書—

令和3年6月

オオノ開発 株式会社



# 目 次

はじめに	1
第1章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地	1
1. 事業者の名称	1
2. 代表者の氏名	1
3. 事務所の所在地	1
第2章 対象事業の名称、種類、目的及び内容	1
1. 対象事業の名称、種類及び規模	1
2. 事業の経緯と目的	1
3. 対象事業実施区域の位置及び面積の概要	2
4. 対象事業の内容に関する事項	5
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	10
1. 自然的状況	10
2. 社会的文化的状況	17
第4章 環境影響評価項目の選定	20
1. 環境影響評価項目	20
2. 選定理由または選定しなかった理由	22
第5章 調査、予測及び評価の手法	24



## はじめに

本方法書（要約書）は、オオノ開発株式会社が廃棄物焼却施設を整備するにあたり、「愛媛県環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法などを検討し、とりまとめた環境影響評価方法書の概要を示したものです。

## 第1章 事業者の名称・代表者の氏名及び事務所の所在地

### 1. 事業者の名称

オオノ開発株式会社

### 2. 代表者の氏名

代表取締役 大野 剛嗣

### 3. 事務所の所在地

愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地

## 第2章 対象事業の名称、種類、目的及び内容

### 1. 対象事業の名称、種類及び規模

#### 1) 事業の名称

オオノ開発株式会社東温処分場廃棄物焼却施設整備事業

#### 2) 事業の種類

- ・産業廃棄物焼却施設の設置の事業
- ・ごみ焼却施設の設置の事業

（愛媛県環境影響評価条例別表6の項に掲げる事業の種類に該当）

#### 3) 事業の規模

処理能力：240t/日（120t/日×2基）

### 2. 事業の経緯と目的

弊社は昭和55年、産業廃棄物処理業の許可により、昭和58年から東温市河之内地内において産業廃棄物の埋立処分を開始しました。最終処分施設を中心に、焼却、破碎等の中間処理施設を設置し、産業廃棄物の処理処分を行うなかで、「消費型社会」から「資源循環型社会」への転換、容量に限りのある最終処分施設の延命化を目的として、産業廃棄物・一般廃棄物の焼却及び汚染土壌の焼成施設の設置を計画し、愛媛県環境影響評価条例（平成11年3月19日 条例第1号）に基づき、2006年6月に「オオノ開発株式会社 東温処分場廃棄物焼却施設整備事業」（事業の種類は、産業廃棄物焼却施設の設置の事業、ごみ焼却施設の設置の事業）に係る方法書手続きを開始しました。その後、2007年11月の準備書手続き、2008年5月の評価書手続きを経て、2011年4月に東温処分場（フレップとうおん）に発電機能付き大型廃棄物焼却施設（120t/日×2基、以下「既存施設」という。）を設置しました。

既存施設は、県内産業廃棄物の適正処理に寄与し、また、近年の異常気象に伴う豪雨災害などで発生した一般廃棄物の処理においても、サーマルリサイクル施設として災害復旧に貢献してきました。

しかし、最新技術を導入した既存施設も設置から10年の年月が経過しています。

廃棄物焼却施設の整備は、計画に1年、環境影響評価に約3年、廃棄物処理施設の設置許可手続きに1年、設置工事に3年と操業までに8年程度の年月を要します。

現状の既存施設では、新設時と変わらぬ性能を発揮できるよう、適切な維持管理に努めていますが、プラントに避けて通れない老朽化を考慮すると、次の施設（以下「計画施設」という。）を検討すべき時期が来ています。

計画施設を検討するにあたっては、既存施設の約7倍の発電が可能となる高効率発電施設とし、熱回収効

率の高い施設の整備を進めるものとします。また、従来は有効利用されていなかった低温排熱も有効利用し、農業用ハウスを隣接させ、高付加価値農業を地域で実施するなど、リサイクルの推進と産業の振興、地域の発展ならびに雇用の創出に取り組むものとします。

計画施設では、従来处理している産業廃棄物に加え、自治体整備施設の廃止ならびに老朽化や定期修理等で処理依頼されることの増えた一般廃棄物可燃ごみの処理、外国政府が禁輸措置をとった事によって行き先を失った廃プラスチック類の熱回収処理、近年の異常気象等によって想定される災害廃棄物の処理も当初より視野に入れ、現在施設と同規模の大型施設を検討したいと考えています。

また、計画施設完成後も既存施設は引き続き使用します。計画施設では定期的に搬入される産業廃棄物、一般廃棄物を処理し、既存施設では計画施設のメンテナンス等による定期点検時の安定的な受入れや、南海地震等の大規模災害発生時に発生する災害廃棄物等（一般廃棄物）の処理を行うため、将来にわたって良好な状態で保持し、同時稼働できるよう維持管理に努めるものとします。

なお、計画施設は既存施設の後継施設として使用するため、処理可能量は既存施設と同じ120t/日×2基としています。そのため、処理能力は120t/日×2基から120t/日×4基に2倍に増加しますが、主に計画施設を使用し、既存施設は計画施設の補助的に使用するため、受け入れ量は変わりません。

県外産業廃棄物の受け入れについては、既に県外産業廃棄物処理事前協議で承認を受けている廃油（3,000t/年）、リチウムイオンバッテリー等（540t/年）を継続的に受入れる他、県外の排出事業者からの処理要請を受けた都度、県外産業廃棄物搬入事前協議を行い、承認を受けた廃棄物のみを受け入れる予定としています。

一般廃棄物については、原則として東温市からの受け入れとなりますが、大規模災害発生時の災害廃棄物等、市外の排出事業者から処理要請を受けた都度、市外一般廃棄物搬入事前協議を行い、承認を受けた廃棄物のみを受け入れる予定としています。

なお、計画施設の設置について、東温事業所内で最良の設置場所を検討した結果、

- ①関係地域住民等の生活の場からの接点が薄いこと。
- ②国道11号からのアクセスが容易であること。

以上の2点を解決できる新規開発の造成地を対象事業実施区域としました。

本事業は、長期的に安定した廃棄物処理体制を構築するとともに、ごみ処理に伴うエネルギーの積極的活用によって、資源循環型社会、地球温暖化防止対策を推進し、また、地域の発展も見据えた総合的な廃棄物処理システムを確保することを目的とするものです。

なお、施設の新旧比較については、表2-1に示します。

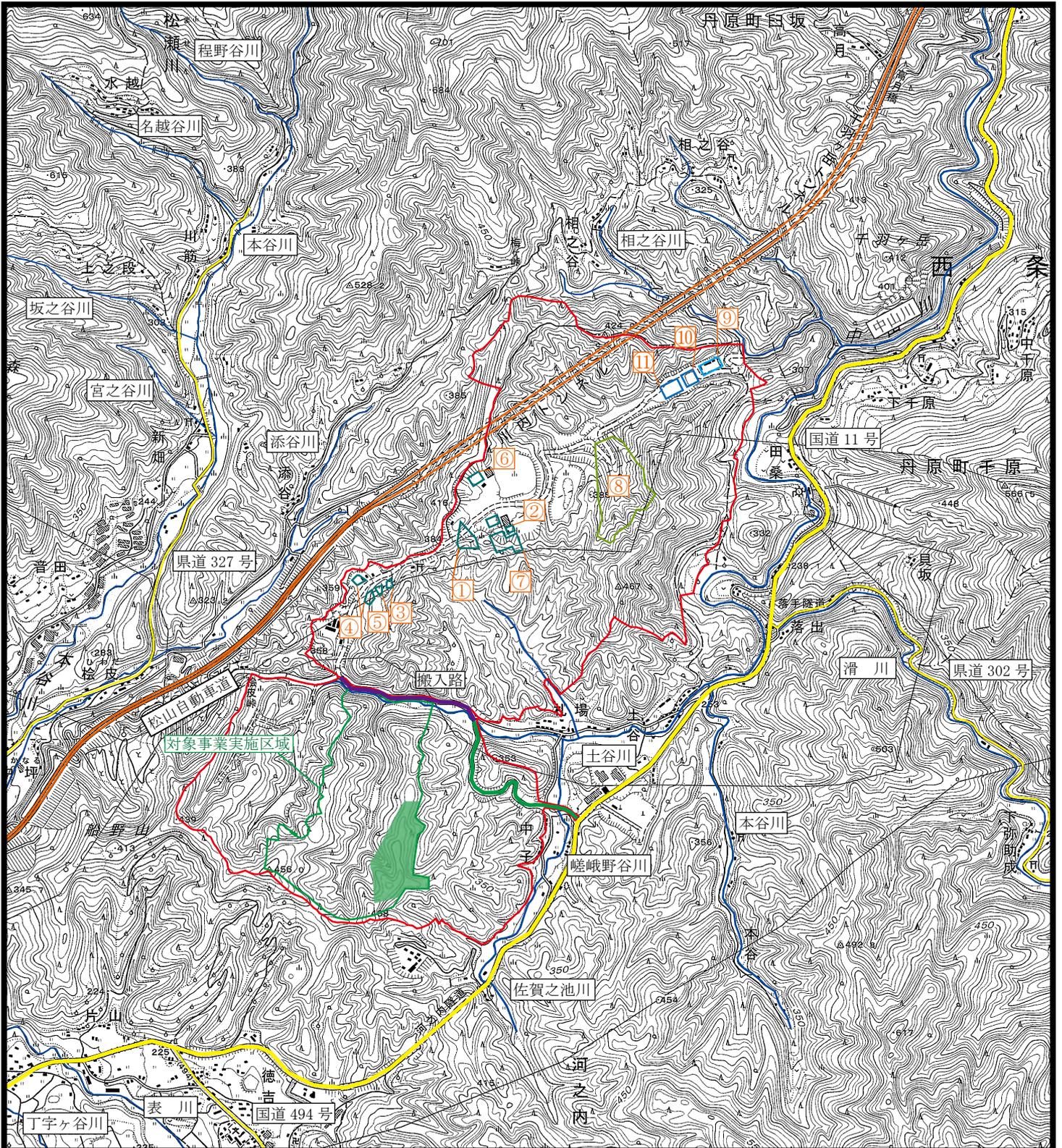
表 2-1 施設の新旧比較

	既存施設	計画施設
設置場所	東温市河之内字大小屋乙 628-37 外	東温市河之内字北引岩乙 843-14 外
対象廃棄物	産業廃棄物、一般廃棄物	産業廃棄物、一般廃棄物
処理能力	120t/日×2基	120t/日×2基
熱回収方式	発電 800kW	発電 6,000kW 程度
余熱利用	無し	農業利用 (連棟型ハウスでの高架式栽培)

### 3. 対象事業実施区域の位置及び面積

対象事業実施区域（面積：約46haのうち計画施設（廃棄物焼却施設）面積は約6ha）は、東温市の東端、西条市とのほぼ境界付近に位置する東温処分場（フレップとうおん）（面積：500ha）内の南に位置します。東には土谷地区の集落がみられ、その東から南には国道11号が通り、周辺は山林となっています（図2-1参照）。

なお、現在の廃棄物の搬入は、一般国道11号から分岐した専用道路（一部市道を併用）を利用していますが、この搬入経路沿線に人家等は存在しません。



凡 例

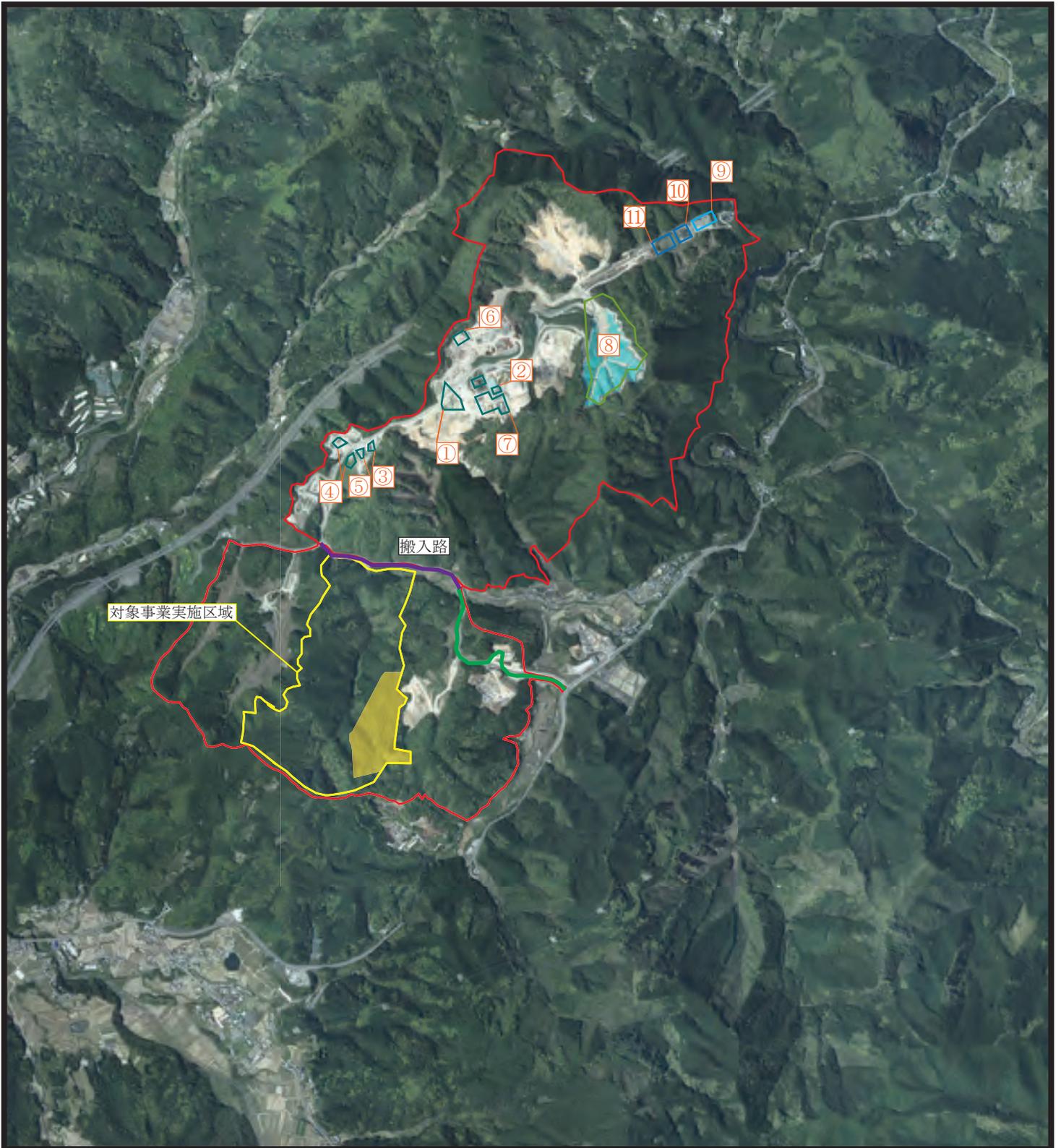
- : 敷地境界
- : 対象事業実施区域
- : 搬入路 (自社専用道路)
- : 搬入路 (市道併用)
- ~  : 既存施設  
(番号は p. 7 表 2-5 に対応する)
- : 計画施設 (廃棄物焼却施設)



S = 1:25,000



図2-1 (1/2) 対象事業実施区域及び東温処分場の全体配置図



凡 例

- : 敷地境界
: 対象事業実施区域
- : 搬入路（自社専用道路）
- : 搬入路（市道併用）
- ①
②
③
④
⑤
⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
: 既存施設  
 （番号は p. 7 表 2-5 に対応する）
- : 計画施設（廃棄物焼却施設）

出典：「国土地理院」地図・空中写真閲覧サービス（2010年）



図2-1(2/2) 対象事業実施区域及び東温処分場の全体配置図

#### 4. 対象事業の内容に関する事項

##### 1) 計画施設の諸元

計画施設の諸元は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 計画施設の諸元

工作物の種類等	項目	計画諸元	
廃棄物 焼却施設	処理能力	240t/日 (120t/日×2基)	
	処理対象ごみ	産業廃棄物：ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず 特別管理産業廃棄物：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物 一般廃棄物	
	処理方式	未定	
	排ガス処理設備	乾式ろ過式集じん器 (バグフィルタ)、乾式有害ガス除去装置	
	煙突高さ	30～50m (既存施設の実績を参考とし、検討している高さの範囲を記載)	
	排出ガス量	未定	
	熱回収方法	廃熱ボイラ方式	
	運転計画	24時間連続運転 (年間310日稼働)	
	給水設備	生活用水：井水 プラント用水：井水	
	排水処理設備	生活系排水：浄化槽を設置し河川へ放流 プラント系排水：処理後、場内再利用	
	処理生成物	燃え殻	ばいじん
	処分・資源化方法	施設内管理型処分場において埋立処分 一部はセメント会社へ搬出し、資源化	施設内管理型処分場において埋立処分
附帯施設	発電施設：6,000kW程度 余熱・農業利用・連棟型ハウスでの高架式栽培		
稼働目標年度	令和9年度		

注：今後決定する処理方式によっては、破砕機等を設置する場合があります。

##### 2) 排出諸元

計画施設における排出諸元及び法規制値は表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 計画施設における排出諸元及び法規制値

項目	排出諸元	法規制値	
1. 排ガス	ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.04以下	0.04以下
	硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )	K 値規制 K 値17.5以下	K 値規制 K 値17.5以下
	塩化水素 (HCl) (mg/m <sup>3</sup> N)	700以下 (430ppm以下)	700以下 (430ppm以下)
	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> ) (ppm)	250以下	250以下
	水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	30以下	30以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1以下	0.1以下
	一酸化炭素 (ppm) <sup>1)</sup>	100以下	100以下
2. 排水	計画施設から排出されるプラント系排水はクローズド (無放流) とします。 また、プラント系排水は、床洗浄水、ビット汚水等の少量であり、簡単な過処理を行ったのちに、施設内で減温水として再利用します。 生活系排水は浄化槽により適正に処理し、浄化槽法に定められた放流水に係る水質基準 <sup>2)</sup> を満たしたうえで、中山川に放流します。		
3. 廃棄物	処理対象ごみは施設構内のコンクリート造ビット又は保管場所に保管します。施設の出入口にシャッターを設置し、運搬車両が出入りする際もできるだけ内部空気の漏出を防止する構造とします。また、蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持します。 廃油の保管場所には側溝を設け、床面はコンクリートで築造し、廃油が浸透しない構造とします。また、定期的に点検を行い、異常を認めた場合は使用を停止し、速やかに必要な措置を講じます。 燃え殻はシャッターを備えた保管庫に保管し、搬出時以外はシャッターを閉めて飛散及び流出を防止します。搬出先は主として施設内管理型処分場に搬出する他、セメント原料としてセメント会社にも搬出します。運搬中は荷台にシートを掛け飛散及び漏洩を防止します。 ばいじんは重金属溶出防止処理を行い、シャッターを備えた保管庫内の鋼製コンテナに貯留し、搬出時以外はシャッターを閉めて飛散及び流出を防止します。搬出先は施設内管理型処分場とし、運搬中は荷台にシートを掛け飛散及び漏洩を防止します。		

注：1) 一酸化炭素については、1時間平均値とする。また、その法規制値については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた廃棄物焼却施設の維持管理の技術上の基準を示します。

2) 水質基準は、生物化学的酸素要求量が20mg/L以下及び除去率90%以上。

### 3) 施設の配置計画

計画施設は、東温処分場（フレップとうおん）内、南側の山林を新規開発して造成する平地に設置します。（対象事業実施区域面積は約 46ha ですが、新規開発を行う面積については検討中です。）

現在の東温処分場の全体配置図は図 2-1 に示すとおりです。

なお、対象事業実施区域の造成にあたって、沈砂池により降雨による濁水に含まれる浮遊物質を処理した後、土谷川へ放流します。

### 4) 廃棄物の主要運搬経路

廃棄物の主要運搬経路は現状と変わらず国道 11 号とします。

現状の廃棄物運搬車両の搬出入台数は、令和 2 年 1 月から 12 月までの実績より、1 日あたり平均 172 台となっています。

### 5) 対象事業の工事計画の概要

本対象事業の工事は、造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定しており、その内容を表 2-4 に示します。また、工事期間は令和 6 年度から令和 8 年度の約 3 年間で予定しています。

資材等運搬車両の主要走行ルートは、廃棄物運搬車両と同様に国道 11 号を通るルートとします。

工事に際しては、その内容を考慮して、安全対策、騒音・振動防止対策、濁水対策等を今後において検討します。

表 2-4 工事の内容

項目		工事内容
造成工事		計画施設建設工事に先立ち、バックホウ、ブルドーザ等により対象事業実施区域を造成して、計画施設を設置するための平地を確保します。
計画施設建設工事	土木建築工事	土木建築工事は、コンクリートの打設やクレーン等による鉄骨及び鉄筋の組み立てを行います。
	プラント工事	土木建築工事と並行してプラント工事を実施します。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行います。
	外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設置を行います。
	試運転	プラント工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認します。

6) 対象事業に密接に関連して行われる事業の内容

対象事業実施区域がある、東温処分場（フレップとうおん）では、図 2-1 に示したとおり、いくつかの廃棄物処理施設が稼働しています。

表 2-5 に既存施設の一覧を示します。

表 2-5 既存施設の一覧

施設の種類の	処理能力	設置年月日	処理する産業廃棄物の種類
①がれき類の破砕施設			
コンクリート破砕プラント	2,400t/日 稼働時間:24時間/日	平成22年5月31日	がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(石綿含有廃棄物を除く)
②木屑の破砕施設			
木くずの破砕施設	480t/日 稼働時間:24時間/日	平成23年3月29日	木くず
③汚泥の固化破砕施設			
セメント固化破砕施設	210m <sup>3</sup> /日 稼働時間:24時間/日	平成11年11月30日	汚泥
自走式固化処理施設	1,920m <sup>3</sup> /日 稼働時間:24時間/日		汚泥(建設現場から発生する無機汚泥に限る。)
④ばいじんの混合造粒固化施設			
混合造粒固化施設	324t/日 稼働時間:24時間/日	平成21年10月20日	ばいじん(大気汚染防止法に規定するボイラー室から排出されたものに限る。)
混合造粒固化施設	486t/日 稼働時間:24時間/日	平成23年8月26日	
⑤石膏ボードの分離施設			
分離施設	28t/日 稼働時間:8時間/日	平成15年7月5日	「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(廃石膏ボードに限る。)
⑥切断施設			
切断施設	345 t /日 稼働時間:24時間/日	平成4年3月25日	金属くず
⑦焼却施設			
焼却・焼成施設	120t/日×2基 稼働時間:24時間/日	平成23年3月25日	「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず 特別管理産業廃棄物：廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物
焼却施設	12.8 t /日 稼働時間:22時間/日	平成8年8月8日	
無害化施設 不溶化 分解 溶解	稼働時間:8時間/日 0.1m <sup>3</sup> /日 3.0m <sup>3</sup> /日 3.0m <sup>3</sup> /日	平成26年6月18日	
⑧～⑪最終処分施設			
⑧管理型処分場	3,087,100m <sup>3</sup>	平成17年2月17日 変更許可 平成30年5月25日	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、鉱さい、ばいじん、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類、産業廃棄物を処分するために処理したもの、繊維くず、動植物性残さ、廃油(タールピッチ類に限る。)、ゴムくず 特別管理産業廃棄物：廃石綿等
⑨浸出液処理施設	2,000m <sup>3</sup> /日	平成14年5月10日	—
⑩浸出液調整池	28,500m <sup>3</sup>	平成17年11月1日	—
⑪新沈砂・洪水調整池	洪水調整容量18,000m <sup>3</sup> 沈砂貯留容量17,000m <sup>3</sup>	平成14年5月10日	—

注：表中の番号は、図2-1の既存施設の番号に対応します。

## 7) 環境保全のための配慮事項

### (1) 工事の実施時

#### ① 大気汚染防止対策

##### 資材等の運搬による影響

- ・今後の設計において可能な限り資材等運搬車両台数が少なくなるよう配慮します。
- ・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努めます。
- ・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。

##### 建設機械の稼働による影響

- ・建設機械は、極力排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用します。

##### 造成工事による粉じんの影響

- ・工事の実施時は、適度な散水により粉じんの発生を防止します。
- ・資材等運搬車両は、事業所から公道に出る前に事業所内の車両洗浄設備を使用し、タイヤに付着した土砂の払落しを行い、粉じんの発生を防止します。また、場内の道路は定期的に清掃を行います。

#### ② 騒音・振動防止対策

##### 資材等の運搬による影響

- ・今後の設計において可能な限り資材等運搬車両台数が少なくなるよう配慮します。
- ・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努めます。
- ・工事関係者は極力相乗りとすることにより、出入り車両台数の抑制に努めます。

##### 建設機械の稼働による影響

- ・建設機械は、極力低騒音型の建設機械を使用します。
- ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底します。
- ・建設機械の配置に配慮し、また、工事時期の集中を避け騒音の低減に努めます。

#### ③ 水質汚濁対策

##### 造成工事による濁水による影響

- ・工事中降雨により発生した濁水は、沈砂池により浮遊物質を処理した後、土谷川へ放流します。

#### ④ 交通安全対策

- ・資材等運搬車両の主要走行ルートを設定します。
- ・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守します。
- ・資材等運搬車両が集中しないよう搬入時期・時間、搬入ルートの分散化に努めます。

### (2) 計画施設の供用時

#### ① 全般事項

- ・排ガスに対する適切な排ガス処理、廃棄物の保管に係る飛散・流出防止、悪臭の防止、施設稼働に伴う騒音、振動の低減措置等により、生活環境の保全上の支障が生じないように施設の維持管理を行います。
- ・事故の発生を未然に防止するため、巡視、監視及び点検並びに従業員の教育を適切に実施します。

#### ② 大気汚染防止計画

- ・排ガスに含まれる硫黄酸化物については、乾式有害ガス除去装置により、窒素酸化物については、燃焼制御により、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀については、乾式ろ過式集じん器により、排ガス処理を行い大気汚染物質の排出削減に努めます。
- ・廃棄物の燃焼については、燃焼温度のモニタリングや一酸化炭素の連続測定により、適切な燃焼管理を行い、ダイオキシン類の発生・再合成の抑制に努め、環境負荷の低減を図ります。

**③ 騒音・振動防止計画**

- ・低騒音型、低振動型の機器を採用するとともに、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じます。
- ・定期的な機器の点検により、整備不良による騒音、振動の増大を防止します。

**④ 悪臭防止計画**

- ・ごみピットから発生する臭気は、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、臭気が外部に漏れることを防止します。

**⑤ 水質汚濁防止計画**

- ・計画施設から排出されるプラント系排水は、クローズド（無放流）とします。施設内から発生する排水（ごみピット汚水、床洗浄水等）は全て簡単なる過処理を行ったのちに、施設内で減温水として再利用します。
- ・生活系排水は、浄化槽を設置し、適正に処理することを基本とします。

**⑥ 廃棄物の排出等における環境配慮**

- ・処理生成物（ばいじん・燃え殻）について、燃え殻については、自社にて敷地内に設置する管理型処分場において適正に埋立処分を行います。一部はセメント原料として搬出し、リサイクルに努めます。
- なお、埋立処分を行う前に、年1回、埋立処分に係る判定基準に適合していることを確認するため、分析を行います。

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

#### 1. 自然的状況

##### 1) 大気質

##### <調査の概要>

地上気象については、東温市内には気象観測所が存在しないため、対象事業実施区域に近接した観測所である松山、西条における気象の状況を調査しました。また、大気質に係る状況については、対象事業実施想定区域に近い大気測定局及び東温処分場（フレップとうおん）周辺における自主測定の結果を中心にとりまとめました。

##### (1) 地上気象

令和2年における気象の状況は、表3-1に示すとおりであり、対象事業実施区域が所在する東温市の旧川内町地域の気候は、瀬戸内海型に属し、降水量は年間1,600mm程度、年平均気温は約17℃と温暖な気候となっています。

表3-1 気象の状況（令和2年）

松山

月	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	合計	最大		平均	最高	最低	平均風速	最大風速	
		日	1時間					風速	風向
1	93.0	21.5	12.0	8.7	19.5	1.3	2.2	9.8	南南東
2	55.0	13.0	7.5	8.4	17.8	0.7	2.3	8.7	西
3	100.5	22.0	11.0	11.4	21.7	1.6	2.3	11.6	西
4	161.5	62.0	7.0	13.3	22.4	3.9	2.7	9.1	西南西
5	108.0	40.5	14.0	20.1	28.0	11.8	2.2	6.2	西南西
6	235.5	54.5	14.0	24.2	33.1	17.2	2.1	7.3	西南西
7	551.5	148.0	33.5	25.6	34.3	18.4	1.9	8.2	南東
8	10.5	8.0	7.5	29.7	36.0	23.8	2.2	8.4	南
9	135.0	49.0	13.0	25.2	36.2	16.1	2.3	10.7	南
10	116.0	70.0	17.0	18.8	27.8	9.4	2.0	7.0	北北東
11	56.5	31.5	6.5	14.7	27.6	5.9	2.0	7.6	南
12	39.0	20.0	5.0	7.9	17.6	0.5	2.3	9.7	西
年間	1,662.0	148.0	33.5	17.3	36.2	0.5	2.2	11.6	西

西条

月	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		
	合計	最大		平均	最高	最低	平均風速	最大風速	
		日	1時間					風速	風向
1	85.0	29.0	8.5	7.8	15.6	0.8	2.3	13.6	西南西
2	59.0	16.0	6.0	7.3	18.9	-0.6	2.2	9.3	西南西
3	115.5	30.5	4.5	10.6	24.1	0.1	2.4	10.7	西南西
4	169.0	65.5	9.0	12.9	22.6	2.5	2.8	9.9	西北西
5	85.0	27.5	9.5	19.6	29.9	10.1	2.2	9.0	南西
6	215.5	70.5	16.5	23.7	34.0	16.3	2.2	10.0	南西
7	376.5	101.5	27.5	25.2	35.2	18.7	1.9	8.0	南南西
8	25.5	21.0	18.0	29.2	37.8	23.1	2.0	7.3	南南西
9	255.0	86.0	25.0	24.2	36.7	15.0	2.0	9.5	南南西
10	161.0	70.0	16.5	17.7	26.6	7.7	2.2	7.6	南西
11	48.5	32.5	4.0	13.6	25.6	4.3	2.1	9.4	南西
12	34.5	18.5	5.5	7.4	15.9	-0.3	2.4	11.3	西
年間	1,630.0	101.5	27.5	16.6	37.8	-0.6	2.2	13.6	西南西

注：1) 表中の")"は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値を示します。

2) 表中の"]"は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている資料不足値を示します。

(2) 大気質

① 愛媛県内での測定結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の調査結果は表 3-2 に示すとおりであり、光化学オキシダントを除き、いずれの測定局についてもについては環境基準を達成していました。

有害大気汚染物質については、県内 3 カ所（新居浜市、西条市、宇和島市）で実施されており、ヒ素及びその化合物が 3 地点中 1 地点において指針値を超過していました。その他の項目は、全て環境基準または指針値を達成していました。

降下ばいじんについては、県内 5 カ所（四国中央市、今治市）で実施されており、1.2～2.4 t/km<sup>2</sup>/月（平均：1.7 t/km<sup>2</sup>/月）となっていました。

表 3-2 (1/6) 二酸化硫黄測定結果

(令和元年度)

市名	局名	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppm を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超えた 日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上連 続したこと の有・無	環境基準の 長期評価に よる日平均 値が 0.04ppmを 超えた日数
					(時間)	(%)	(日)	(%)				
西条市	禎瑞	364	8,727	0.004	0	0.0	0	0.0	0.020	0.008	○	0
	東予	362	8,720	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.008	○	0
	石根	364	8,675	0.001	0	0.0	0	0.0	0.014	0.003	○	0
	丹原	362	8,717	0.003	0	0.0	0	0.0	0.019	0.007	○	0
	来見	364	8,726	0.004	0	0.0	0	0.0	0.025	0.009	○	0
松山市	朝生田	359	8,625	0.002	0	0.0	0	0.0	0.029	0.005	○	0

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

表 3-2 (2/6) 二酸化窒素測定結果

(令和元年度)

市名	局名	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の日 数とその割合		98%値評 価による 日平均値 が 0.06ppm を超えた 日数
							(時間)	(%)	(日)	(%)	
西条市	東予	361	8,650	0.007	0.040	0.018	0	0.0	0	0.0	0
松山市	朝生田	356	8,564	0.012	0.050	0.023	0	0.0	0	0.0	0

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

表 3-2(3/6) 浮遊粒子状物質測定結果

(令和元年度)

市名	局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の長期評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
					(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(時間)				
西条市	禎瑞	364	8,727	0.011	0	0.0	0	0.0	0.088	0.031	○	0
	東予	361	8,693	0.018	0	0.0	0	0.0	0.108	0.045	○	0
	石根	364	8,730	0.020	0	0.0	0	0.0	0.094	0.045	○	0
	丹原	360	8,675	0.021	0	0.0	0	0.0	0.152	0.051	○	0
	来見	364	8,725	0.011	0	0.0	0	0.0	0.122	0.029	○	0
松山市	朝生田	359	8,676	0.014	0	0.0	0	0.0	0.099	0.033	○	0

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

表 3-2(4/6) 一酸化炭素測定結果

(令和元年度)

市名	局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有・無	環境基準の長期評価による日平均値が10ppmを超えた日数
					(日)	(時間)	(ppm)	(時間)				
松山市	本町消防	364	8,719	0.4	0	0.0	0	0.0	3.8	0.6	○	0
	朝生田	356	8,650	0.4	0	0.0	0	0.0	1.6	0.7	○	0

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

表 3-2(5/6) 光化学オキシダント測定結果

(令和元年度)

市名	局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の年平均値
				(日)	(時間)	(日)	(時間)			
西条市	東予	365	5,402	94	494	1	1	0.121	0.051	0.035
松山市	朝生田	366	5,365	62	304	1	4	0.087	0.124	0.030

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

表 3-2(6/6) 微小粒子状物質測定結果

(令和元年度)

市名	局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	
					(日)	(%)
西条市	東予	361	13.1	30.1	2	0.6
松山市	朝生田	356	12.7	27.6	0	0.0
久万高原町	久万高原	361	7.1	20.8	0	0.0

注：環境基準…1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下

出典：令和2年版 愛媛県環境白書

② 自主測定結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の調査結果は表 3-3 に示すとおりであり、いずれの測定地点についても、全ての項目で環境基準及び指針値を達成していました。

表 3-3(1/6) 二酸化硫黄測定結果

(ppm)

区分	No. 1 土谷地区			No. 2 添谷地区		
	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値
年平均	0.001	0.005	0.002	0.001	0.006	0.002
冬季	0.001	0.005	0.002	0.001	0.003	0.001
春季	0.001	0.005	0.002	0.001	0.003	0.002
夏季	0.001	0.001	0.001	0.002	0.006	0.002
秋季	0.001	0.002	0.001	0.000	0.002	0.001

表 3-3(2/6) 二酸化窒素測定結果

(ppm)

区分	No. 1 土谷地区			No. 2 添谷地区		
	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値
年平均	0.006	0.025	0.014	0.004	0.022	0.009
冬季	0.009	0.025	0.014	0.005	0.019	0.009
春季	0.004	0.011	0.006	0.004	0.014	0.006
夏季	0.003	0.009	0.004	0.004	0.022	0.007
秋季	0.006	0.015	0.009	0.004	0.011	0.005

表 3-3(3/6) 浮遊粒子状物質測定結果

(mg/m<sup>3</sup>)

区分	No. 1 土谷地区			No. 2 添谷地区		
	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値	期間平均値	1時間の最高値	日平均値の最高値
年平均	0.009	0.072	0.038	0.017	0.060	0.036
冬季	0.012	0.040	0.022	0.017	0.060	0.029
春季	0.018	0.072	0.038	0.016	0.057	0.036
夏季	0.002	0.005	0.002	0.016	0.035	0.026
秋季	0.002	0.005	0.002	0.019	0.038	0.026

表 3-3(4/6) 塩化水素測定結果

(ppm)

期間平均値						
地点	冬季	春季	夏季	秋季	平均	指針値 <sup>注)</sup>
No. 1 土谷地区	0.0033	0.0035	0.0072	0.0067	0.0052	0.02
No. 2 添谷地区	0.0027	0.0051	0.0054	0.0027	0.0040	

注：環境庁大気保全局長通達(昭52環大規1136号)

最高値						
地点	冬季	春季	夏季	秋季	年間	指針値 <sup>注)</sup>
No. 1 土谷地区	0.0073	0.0051	0.0096	0.0091	0.0096	0.02
No. 2 添谷地区	0.0053	0.0090	0.0084	0.0031	0.0090	

注：環境庁大気保全局長通達(昭52環大規1136号)

表 3-3(5/6) ダイオキシン類測定結果

地点	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準
	冬季	春季	夏季	秋季	平均	
No. 1 土谷地区	0.012	0.0064	0.0087	0.0061	0.0080	0.6
No. 2 添谷地区	0.012	0.062	0.0059	0.0049	0.021	

表 3-3(6/6) 水銀測定結果

地点	期間平均値					指針値 <sup>注)</sup>
	冬季	春季	夏季	秋季	平均	
No. 1 土谷地区	0.0017	0.0021	0.0027	0.0025	0.0023	0.04
No. 2 添谷地区	0.0019	0.0022	0.0023	0.0021	0.0021	

注：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（第7次答申 平成15年7月31日）

## 2) 騒音

対象事業実施区域は、騒音環境基準地域、騒音規制地域、いずれの地域にも指定されておらず、対象事業実施区域周辺では、環境騒音、自動車騒音ともに測定は行われていません。

## 3) 振動

対象事業実施区域は、振動規制地域に指定されておらず、対象事業実施区域周辺では、振動の測定は行われていません。

## 4) 悪臭

対象事業実施区域は、「悪臭規制法」に基づく指定はされておらず、対象事業実施区域周辺では、悪臭の測定は行われていません。

## 5) 水象、水質、底質

対象事業実施区域の東側には中山川が流れています。

中山川は、東温市滑川溪谷に源を発し、相之谷川と合流後さらに西条市を北東に流下し、約 4.6km 下流の落合地区で鞍瀬川、約 8.3km 下流で志河川等の支流と合流します。その後も中山川は西条市を流下し、東予港に位置する河口から燧灘に流入する総延長 96.6 km、流域面積 196.2k m<sup>2</sup>の二級河川となっています。

また、対象事業実施区域は、東温市と西条市の境界部に位置する標高 300m を超える比較的急峻な山間地であることなどから、対象事業実施区域周辺には、造成に伴う調整池設置地近隣に小規模なため池が存在する程度で、主要な湖沼は見られません。

中山川においては、愛媛県による水質測定が実施されており、中山川橋を境界として上流側がAA類型、下流側がA類型に指定されています。各測定地点における令和元年度の測定結果のうち、BOD（生物化学的酸素要求量）及び大腸菌群数については、環境基準を上回る場合があります。

また、ダイオキシン類については、平成 27 年度に対象事業実施区域から北西約 6km の地点である重信川の大畑橋で水質及び底質について測定されており、環境基準を下回る結果となっていました。

## 6) 地下水

愛媛県では、地下水の水質状況を監視するため、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査及び汚染の経年的な変化を追跡するための継続監視調査が実施されています。対象事業実施区域周辺ではありませんが、東温市内で令和元年度に、概況調査が 1 地点、継続監視調査が 3 地点で実施されており、ともに全地点で環境基準及び指針値を下回る結果となっていました。

## 7) 土壌、地盤沈下

対象事業実施区域及びその周辺は、褐色森林土壌がほとんどを占める地域となっています。

ダイオキシン類については、対象事業実施区域周辺ではありませんが、令和元年度に対象事業実施区域から西北西約10kmの地点である東温市立重信幼稚園で測定されており、環境基準を下回る結果となっていました。

地盤沈下について、対象事業実施区域周辺において地盤沈下発生への報告はありません。

## 8) 地形・地質

対象事業実施区域の周辺は標高 300m 程度の山地となっています。

東約 0.8km には一般国道 11 号に面して中山川が南西に流れるとともに、中央構造線が南北方向（桜木屈曲箇所）に位置しています。

愛媛県を通る中央構造線の位置は、徳島県の吉野川沿いに西進してきたものが、四国中央市椿堂から新居浜市、西条市の南の山麓をとおり、西条市湯谷口へと延びています。湯谷口から中央構造線は、少し南に折れ曲がり、中山川の左岸（下流に向かって左側）を南下し、一般国道 11 号の河之内隧道を経て、河之内の狩場に至ります。

西南日本では、中央構造線より北側を内帯、南側を外帯と区分しており、このうち対象事業実施区域は内帯に位置します。

一般に四国の内帯では北から順に、主に花崗岩類からなる領家帯、堆積岩類からなる和泉帯（和泉層群）が分布しており、対象事業実施区域周辺は和泉帯の砂岩粘版岩互層の分域にあたります。

## 9) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

### (1) 動物

河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）及び既存施設設置時における環境影響評価書により既存資料調査を行った結果、重要な動物種は 29 種確認されました。

### (2) 植物

対象事業実施区域周辺は、主にシイ・カシ二次林、コナラ群落及びスギ・ヒノキ・サワラ植林といった比較的的自然度の高い植生と、水田雑草群落、工場地帯及び造成地といった自然度の低い植生が存在しています。

河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）、既存施設設置時における環境影響評価書及び第 2 回、第 3 回、第 5 回自然環境保全基礎調査により既存資料調査を行った結果、重要な植物種及び群落は 10 種確認されました。

### (3) 生態系

対象事業実施区域周辺で確認された重要な動物種について、比較的的自然度の高い山地山林に生息する種が見られました。

対象事業実施区域周辺では重要な植物種及び群落が確認されており、前項で示したとおり、シイ・カシ二次林、コナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林といった比較的的自然度の高い植生と、人為的な影響を強く受けた自然度の低い水田雑草群落、工場地帯及び造成地が存在しています。

重要種及び植生の状況から、対象事業実施区域およびその周辺には比較的的自然度の高い植生が存在しているため、一部の自然度の高い山地森林及びその周辺に生息する動物種の生息地となっていると考えられます。

## 10) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) 景観

東温市では、景観法に基づき「東温市景観まちづくり条例」(平成 27 年 3 月)が定められ、志津川土地区画整理事業地区(対象事業実施区域より西に約 8km)が景観計画区域として定められています。

また、重信町・川内町合併協議会作成による「新市建設計画」では東温市東南部を白猪の滝や滑川溪谷等の景勝地に恵まれた皿ヶ嶺連峰県立自然公園を活用して、観光・レクリエーションゾーンと位置づけ、自然環境との調和を図りながら施設の整備・充実につとめることとしています。

なお、対象事業実施区域は、同じ東温市東南部に位置しています。

既存資料を調査した結果、対象事業実施区域周辺には、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観等は存在しませんでした。対象事業実施区域からはやや離れていますが、西南西約 5km には、主要な眺望点として塩ヶ森ふるさと公園が存在し、その概要について表 3-4 に示します。

表 3-4 主要な眺望点の概要

No	種類	名称	概要	対象事業実施区域からの方向・距離
1	主要な眺望点	塩ヶ森ふるさと公園	園内には自然の中をすべり抜けるすべり台やミニアスレチックなどを設けた子供広場を始め、キャンプ場や展望台があります。夜間には、北西方向に松山市の夜景を望むことができます。なお、対象事業実施区域は主要な眺望方向(北西方向)からは視認できない方向(東北東方向)に位置しており、計画施設の存在は、本地点からの眺望に影響を与えるものではありません。	西南西・約 5km

### (2) 人と自然との触れ合いの活動の場

既存資料を調査した結果、対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場は存在しませんでした。

また、施設への進入道路は自社専用道として造成、整備されており、本事業の実施による地域交通への影響は少なく、地域の分断に繋がるものではありません。

なお、対象事業実施区域の東側には、国道 11 号に沿うように中山川が流れているが、道路からの高低差があること、樹木により遮られていることから、水辺に近づくことは難しく、人と自然との触れ合いの活動の場としては利用されていない状況となっています。

## 2. 社会的文化的状況

### 1) 土地利用

対象事業実施区域付近は、東温市の東端付近に位置し、周辺は船野山に連なる山稜により、東温市中心部から隔絶されており、周囲は山林が殆どで、一般国道 11 号に沿った土谷地区にわずかに農耕地が存在しています。

なお、対象事業実施区域は、都市計画区域外であり、都市計画法に基づく用途地域の指定はされていません。

### 2) 河川・湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用

河川について、対象事業実施区域の東側を流れている中山川においては、下流の落合地区まで特に利水点はなく、さらに流下して湯谷口付近から農業用水として利用されています。

湖沼について、対象事業実施区域は山間部に位置しており特筆すべき湖沼はなく、対象事業実施区域南側の土谷地区に、灌漑用の小さな池が存在する程度となっています。また、海域からは遠く離れており利用等はありません。

地下水について、東温市では簡易水道設備の水源として地下水が利用されており。対象事業実施区域周辺では土谷地区に簡易水道設備が設置され、給水が行われています。

### 3) 交通

対象事業実施区域は、一般国道 11 号から自社進入専用道を設けています。一般国道 11 号の対象事業実施区域最寄りの調査地点における昼間 12 時間道路交通量は、西条市丹原町千原で 10,550 台、東温市則之内で 13,866 台となっています。

なお、鉄道については、伊予鉄道横河原線が松山市内から旧重信町横河原まで通じていますが、旧川内町地域では存在しません。

### 4) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置及び住宅の配置

対象事業実施区域周辺の住宅については、土谷地区、添谷地区に集落が存在します。

最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南南西方向 1.6km の位置に東温市立東谷小学校及び東谷幼稚園が存在します。

### 5) 上水道、下水道及び廃棄物処理施設の整備及び将来の計画

東温市での平成 29 年度末における水道の普及率は 98.2%となっています。

また、令和元年度末における下水道の普及率は 68.1%となっており、順次供用範囲の拡大が図られています。

なお、東温市から排出される一般ごみは、クリーンセンター及びリサイクルセンターで処理が行われており、し尿処理については、東温市は松山衛生事務組合に属し、収集されたし尿等は松山市に搬送され、処理が行われています。

### 6) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域には文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しませんが、対象事業実施区域周辺付近には、文化財が 9 件、埋蔵文化財包蔵地が 6 箇所存在しています。

## 7) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容

### (1) 大気質

計画施設は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用されます。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用されます。

また、大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められています。

### (2) 騒音

騒音に係る環境基準について、対象事業実施区域は類型指定されておらず、騒音規制法による特定工場等において発生する騒音の規制基準についても、対象事業実施区域は区域指定されていません。そのため、愛媛県公害防止条例で定められた規制基準についても適用されません。

### (3) 振動

振動規制法による特定工場等において発生する振動の規制基準について、対象事業実施区域は区域指定されていません。

### (4) 悪臭

悪臭防止法による規制地域について、対象事業実施区域は規制地域外となっています。

### (5) 水質

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及びダイオキシン類（水底の底質を含む）について定められています。対象事業実施区域付近を流れる中山川上流域について、類型の指定状況はAA類型となっています。

また、水質汚濁防止法では、特定施設を設置して、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めています。計画施設におけるプラント系排水は、クローズド（無放流）のため適用されません。

一方、生活系排水については、浄化槽により適正に処理し、中山川に放流するため、浄化槽法に定められた放流水の水質の技術上の基準が適用されます。

### (6) 土壌

土壌には、土壌汚染に係る環境基準及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準が定められています。

また、愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例により、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態及び土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等の汚濁状態について、それぞれ基準が定められています。

なお、土壌汚染対策法に基づき、土地の形質変更に着手する30日前までに、その旨を愛媛県に報告する必要があります。

### (7) 自然環境保全に係る地域の状況

#### ① 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年9月28日条約第7号）

対象事業実施区域及び周辺には、世界遺産は指定されていません。

#### ② 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年9月22日条約第28号）

対象事業実施区域及び周辺には、指定湿地は指定されていません。

#### ③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成4年法律第75号）

対象事業実施区域及び周辺には、生息地等保護区は指定されていません。

#### ④ 自然公園法（昭和32年法律第161号）

対象事業実施区域及び周辺には、国立公園及び国定公園は指定されていません。

- ⑤ **愛媛県県立自然公園条例（昭和 33 年愛媛県条例第 50 号）**  
対象事業実施区域及び周辺には、自然公園は指定されていません。
- ⑥ **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）**  
対象事業実施区域及び周辺には、鳥獣保護区は指定されていません。
- ⑦ **森林法（昭和 26 年法律第 249 号）**  
対象事業実施区域には、保安林は指定されていませんが、周辺には保安林が指定されています。
- ⑧ **自然環境保全法（昭和 32 年法律第 161 号）**  
対象事業実施区域周辺には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は指定されていません。
- ⑨ **愛媛県自然環境保全条例（昭和 48 年愛媛県条例第 32 号）**  
対象事業実施区域周辺には、県自然環境保全地域は指定されていません。

## 第4章 環境影響評価項目の選定

### 1. 環境影響評価項目

環境影響評価項目は、愛媛県環境影響評価条例第4条第1項に規定に基づく「愛媛県環境影響評価技術指針」（平成11年5月28日愛媛県告示第739号）（以下「指針」という。）第7条の規定に基づき、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）により影響を受ける恐れがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するとともに、指針別表第1の参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しました。

影響要因と環境要素の関連及び選定した環境影響評価項目は表4-1に示すとおりです。

表 4-1 環境影響評価項目の選定

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素												生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素		人と自然との豊かな歴史的な触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性の保全を旨として調査、予測及び評価をされるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価をされるべき環境要素				
	大気環境						水環境			土壌に係る環境その他の環境			植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等			
	大気質			騒音	振動	低周波音	悪臭	水質			地形及び地質										
	硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	振動	低周波音	悪臭	水の汚れ	水の濁り	水温	重要な地形及び地質	動物	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び注目すべき生息地	重要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	
造成等の施工による一時的な影響			○																		
建設機械の稼働			○			○															
工所用資材等の搬出入			○			○															
地形変化及び施設の存在												○									
排ガス施設の稼働	排ガス	○	○	○																	○
	排水																				
	機械等の稼働																				
廃棄物の搬出入		○	○																		
	廃棄物の発生																				○

注：表中の網掛け■は本環境影響評価において選定した項目であることを示します。

表中の○は環境影響評価の項目を選定するに当たっての指針に示す参考項目であることを示します。

この表において用語の意義は次に示すとおりです。

「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。

「有害物質」とは、塩化水素、水銀及びダイオキシン類等によって排出されるおそれのあるものをいいます。

「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。

「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。

「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。

「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいいます。

「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。

## 2. 選定理由または選定しなかった理由

環境影響評価項目として選定した理由または選定しなかった理由を表 4-2 に示します。

表 4-2(1/2) 環境影響評価項目の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由	
環境要素の区分		環境要因の区分			
工事の実施	大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、工所用資材等の搬出入に伴い、窒素酸化物を含む排ガスが排出され、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
			工所用資材等の搬出入		
	大気質	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、工所用資材等の搬出入に伴い、浮遊粒子状物質を含む排ガスが排出され、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。粉じん等については、浮遊粒子状物質に代表させ環境影響評価項目として選定したことから、環境影響評価項目として選定しませんでした。
			工所用資材等の搬出入	○	
		粉じん等	造成等の施工による一時的な影響	○	造成等の施工に伴う粉じんの飛散により、粉じん等による影響が想定されるため、降下ばいじんに代表させ、環境影響評価項目として選定しました。
	騒音		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、工所用資材等の搬出入に伴い、発生する騒音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
			工所用資材等の搬出入	○	
	振動		建設機械の稼働	○	建設機械の稼働、工所用資材等の搬出入に伴い、発生する振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
			工所用資材等の搬出入	○	
	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	○	造成等の施工に伴う降雨時の濁水により、河川でのSS濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	○	造成工事、建築物等の建設に伴い、発生する副産物による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。	

表 4-2(2/2) 環境影響評価項目の選定理由または選定しなかった理由

項 目			選定	選定理由または選定しなかった理由
環境要素の区分		環境要因の区分		
大気質	硫黄酸化物	施設の稼働 (排ガス)	○	計画施設の稼働に伴って、排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
	窒素酸化物			
	浮遊粒子状物質			
	有害物質 注			
	窒素酸化物	廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入に伴い、窒素酸化物、浮遊粒子状物質を含む排ガスの排出により、大気中の濃度の変化による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
	浮遊粒子状物質		○	
騒音	施設の稼働 (機械等の稼働)		○	計画施設に設置される送風機等の機器より発生する騒音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
	廃棄物の搬出入		○	廃棄物の搬出入に伴い、発生する車両騒音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
振動	施設の稼働 (機械等の稼働)		○	計画施設に設置される送風機等の機器より発生する振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
	廃棄物の搬出入		○	廃棄物の搬出入に伴い、発生する車両振動による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
低周波音	施設の稼働 (機械等の稼働)		○	計画施設の稼働に伴い、発生する低周波音による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。なお、調査、予測及び評価は騒音にあわせて行うものとします。
悪臭	地形改変及び施設の存在		○	計画施設からの臭気の漏洩、施設の稼働に伴う排ガス中の臭気による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
	施設の稼働 (排ガス)		○	
水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	○	プラント系排水(浄化槽排水除く)は、簡単な過処理を行い、施設内で減温水として再利用するため、一切放流しません。但し、計画施設の稼働に伴い生活雑排水の処理水(浄化槽排水)を放流することから、環境影響評価項目として選定しました。
	水温	施設の稼働 (排水)	×	計画施設の稼働に伴い、温水は一切放流しないことから、環境影響評価項目として選定しませんでした。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	×	第3章における既存資料調査において、重要な地形及び地質の存在は確認されていないことから、環境影響評価項目として選定しませんでした。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び施設の存在	○	対象事業実施区域及びその周辺は山林が広がっており、対象事業実施区域周辺において、重要な種及び注目すべき生息地、重要な種及び群落、地域を特徴づける生態系となっている可能性があることから、環境影響評価項目として選定しました。
植物	重要な種及び群落		○	
生態系	地域を特徴づける生態系		○	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	○	第3章における既存資料調査において、対象事業実施区域周辺には主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の存在は確認されませんでした。但し、計画施設の存在により、周辺地域住民の生活の場における眺望が変化することが想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。なお、塩ヶ森ふるさと公園については、計画施設の存在が眺望への影響を与えるものではないため、選定しませんでした。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	×	第3章における既存資料調査において、対象事業実施区域周辺には主要な人と自然との触れ合い活動の場の存在は確認されませんでした。また、施設への進入道路は自社専用道として造成、整備されており、本事業の実施による地域交通への影響は少なく、地域の分断に繋がるものではないことから、環境影響評価項目として選定しませんでした。
廃棄物等	廃棄物	廃棄物の発生	○	計画施設の供用に伴い、発生する廃棄物による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定しました。
温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働 (排ガス)	○	計画施設の稼働に伴い、二酸化炭素が発生するため、環境影響評価項目として選定しました。

注： 有害物質とは、塩化水素、水銀及びダイオキシン類をいいます。

## 第5章 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価の手法を以下の表5-1～10に示します。  
 なお、調査については、対象事業実施区域周辺で実施する現地調査について示します。

したがって、現地調査を実施しない「廃棄物等」、「温室効果ガス等」については、予測及び評価について示します。

表 5-1(1/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 ・ 二酸化硫黄 ・ 窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) ・ 浮遊粒子状物質 ・ 微小粒子状物質(PM2.5) ・ ダイオキシン類 ・ 水銀 ・ 塩化水素 ・ 降下ばいじん	環境 大気 <調査地点> ・ 対象事業実施区域周辺の3地点(T-1、T-2、T-3 図5-1参照) (ただし、微小粒子状物質(PM2.5)についてはT-1、降下ばいじんについてはT-4、それぞれ1地点での調査とします。) <調査期間、時期等> 4季に各1週間の連続調査とします。 <調査項目・調査方法> ・ 二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・ 窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環告第38号) ・ 浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・ 微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号) ・ ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環告第68号) ・ 水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年環境省) ・ 塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁) ・ 降下ばいじん：「環境測定分析法註解」((社)日本環境測定分析協会)デポジットゲージ法又はダストジャー法による測定方法(30日間調査とします。)
	沿道 大気 <調査地点> ・ 関係車両主要走行ルート上の2地点((T-5、T-6 図5-1参照) <調査期間、時期等> 4季に各1週間の連続調査とします。 <調査項目・調査方法> ・ 窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環告第38号) ・ 浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号)



写真 5-1(1/2) 調査風景（大気質調査例）

表 5-1(2/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
気象の状況 [地上気象] ・風向、風速 ・気温、湿度 ・日射量、放射収支量  [上層気象] ・気温 ・風向、風速	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域周辺の1地点(T-4 図5-1参照) (風向、風速は、既存施設に設置している風向風速計(T-7)のデータを使用します) ・上層気象：対象事業実施区域周辺の1地点(T-4 図5-1参照) <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続 ・上層気象：4季各1週間(原則1日あたり8回)の調査とします。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」に準拠した方法
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 <sup>注</sup> ： ・走行速度	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の2地点(T-5、T-6 図5-1参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の2地点(T-5、T-6 図5-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：車種区分は二輪車、小型車、中型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。



【地上気象】

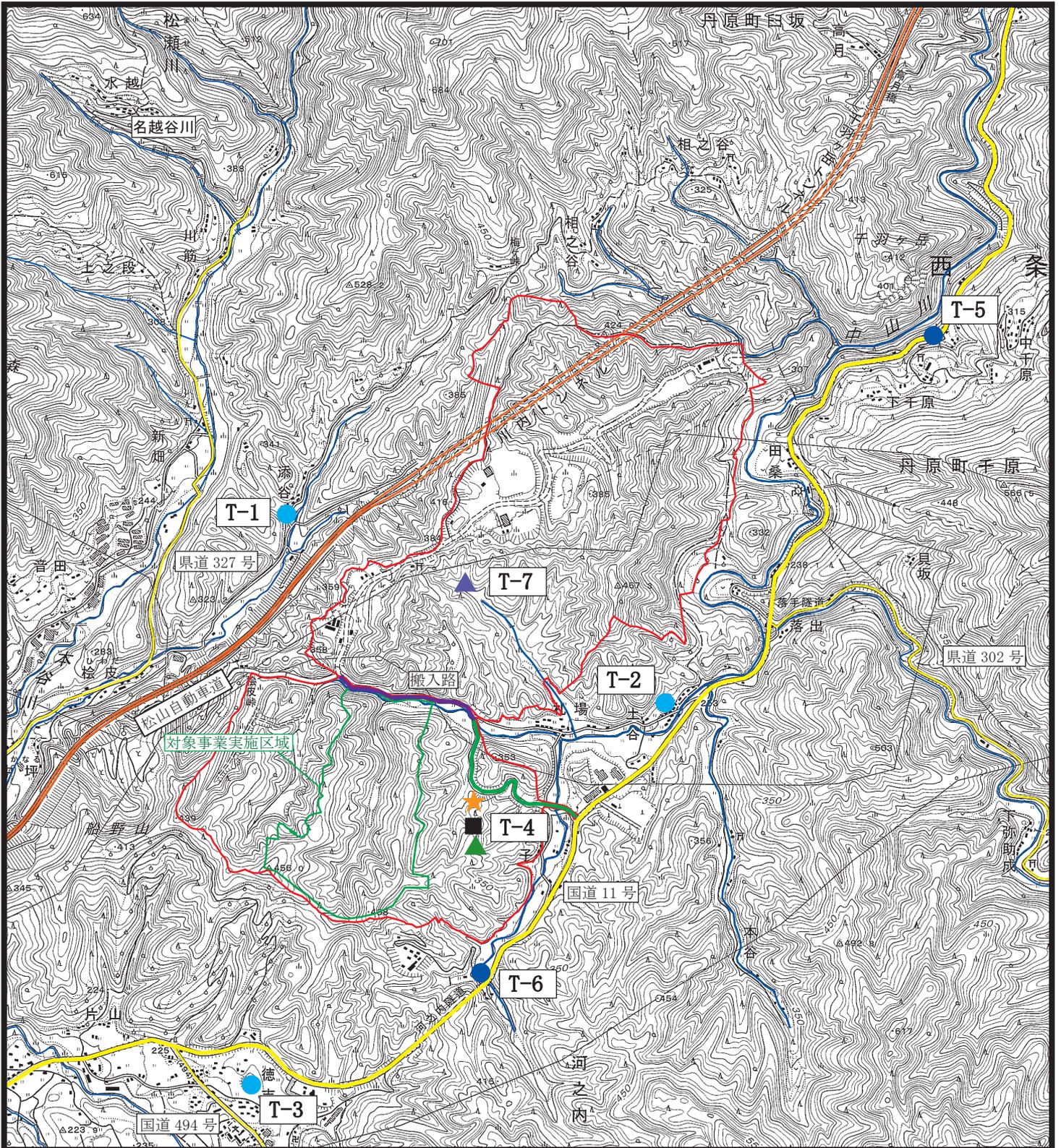


【上層気象】

写真 5-1(2/2) 地上気象、上層気象調査例

表 5-1(3/3) 調査、予測及び評価手法（大気質）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 <予測対象> ・降下ばいじん <予測時期> ・造成等の施工による影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺とし、T-2、T-4及び影響が最大となる地点とします（図5-1参照）。 <予測方法> ・粉じん対策の内容を明らかにするとともに、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」に基づく解析により予測します。	以下の観点から評価します。 ①大気汚染物質濃度の変化による人の健康及び環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す環境基準等との整合性が図られていること。 ・大気汚染に係る環境基準（環境基本法） ・ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法） ・目標環境濃度等 水銀 今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（平成15年中央環境審議会） 塩化水素 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年6月16日環大規第136号） 降下ばいじん 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成11年11月、建設省都市局都市計画課監修） 参考値
	建設機械の稼働 <予測対象> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質 <予測時期> ・建設機械の稼働による大気への影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺とし、T-2、T-4及び影響が最大となる地点とします（図5-1参照）。 <予測方法> 長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。	
	工事事資材等の搬出入 <予測対象> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質 <予測時期> ・工事事資材等の搬出入による大気への影響が最大となる時期とします。 <予測地点> ・工事事資材等の搬出入の主要ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-1参照）。 <予測方法> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス） <予測対象> ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀、塩化水素 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺地域、現地調査地点及び影響が最大となる地点とします（図5-1参照）。 <予測方法> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均濃度を予測します。 予測項目は二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類及び水銀とします。 ・短時間高濃度：ブルーム式による拡散シミュレーションにより高濃度となる1時間値（大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ・ダウンドラフト時）を予測します。 予測項目は二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び塩化水素とします。	
	廃棄物の搬出入 <予測対象> ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・廃棄物運搬車両主要走行ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-1参照）。 <予測方法> ・長期平均濃度：ブルーム・パフ式を用いた拡散シミュレーションにより年平均値を予測します。	



凡例

- ▭ : 敷地境界
- ▬ : 搬入路 (自社専用道路)
- ▬ : 搬入路 (市道併用)
- : 環境大気    ■ : 降下ばいじん
- : 沿道大気    ▲ : 地上気象 (風向・風速)
- ▲ : 地上気象 (風向・風速以外)    ★ : 上層気象



S = 1:25,000



図5-1 大気質・気象調査地点

表 5-2(1/2) 調査、予測及び評価手法（騒音）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	環境騒音 <調査地点> ・対象事業実施区域周辺の2地点(S-1、S-2 図5-2参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号) ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に定める方法 ・「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
	道路交通騒音 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) <調査期間、時期等> ・騒音の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号)
低周波音の状況 ・G特性音圧レベル ・1/3オクターブバンド音圧レベル	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺の2地点(S-1、S-2 図5-2参照) <調査期間、時期等> ・低周波音の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年環境庁)
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 <sup>注</sup> ： ・走行速度	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：車種区分は二輪車、小型車、中型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。



【騒音・振動】

【交通量・走行速度】

写真 5-2 騒音、振動、交通量調査例

表 5-2(2/2) 調査、予測及び評価手法（騒音）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働	以下の観点から評価します。 ①騒音・低周波音の変化による人の健康及び生活環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・騒音に係る環境基準（環境基本法） ・特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法・愛媛県公害防止条例） ・工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法・愛媛県公害防止条例） ・低周波音の感覚閾値（ISO-7196） ・低周波音による物的苦情に関する参照値（低周波音問題対応の手引書）
	<予測対象> ・建設作業騒音の音圧レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による騒音の影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺及び敷地境界とします。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）による伝搬理論計算により予測します。	
土地又は工作物の存在及び供用	工所用資材等の搬出入	以下の観点から評価します。 ①騒音・低周波音の変化による人の健康及び生活環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す環境基準、規制基準等との整合性が図られていること。 ・騒音に係る環境基準（環境基本法） ・特定建設作業騒音に係る規制基準（騒音規制法・愛媛県公害防止条例） ・工場・事業場に係る規制基準（騒音規制法・愛媛県公害防止条例） ・低周波音の感覚閾値（ISO-7196） ・低周波音による物的苦情に関する参照値（低周波音問題対応の手引書）
	<予測対象> ・道路交通騒音の音圧レベル <予測時期> ・資材等運搬車両の走行による騒音の影響が最大となる時期とします。 <予測地点> ・工所用資材等の搬出入の主要ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-2参照）。 <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2018」（(社)日本音響学会）による伝搬理論計算式により予測します。	
	<予測対象> ・工場騒音の音圧レベル ・工場からの低周波音 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺及び敷地境界とします。 <予測方法> ・工場騒音の音圧レベル 施設の稼働による音圧レベルを把握し、音の伝搬理論による計算により予測します。 ・工場からの低周波音 類似事例、環境保全のための措置等を参照して予測します。	
	廃棄物の搬出入	<予測対象> ・道路交通騒音の音圧レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・廃棄物運搬車両主要走行ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-2参照）。 <予測方法> ・「ASJ RTN-Model 2018」（(社)日本音響学会）による伝搬理論計算式により予測します。

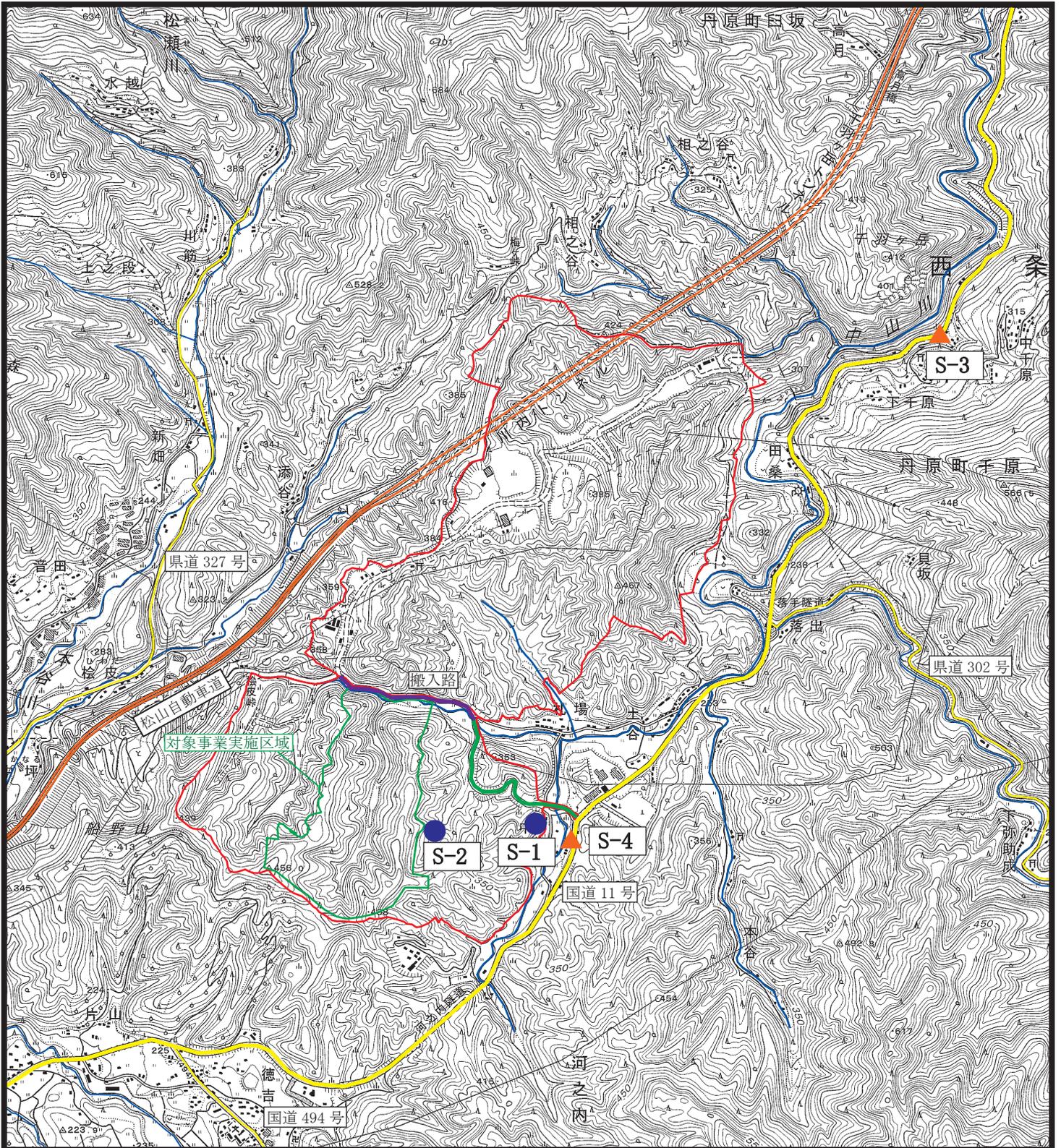
表 5-3(1/2) 調査、予測及び評価手法（振動）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
振動の状況 ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル	環境振動 <調査地点> ・対象事業実施区域周辺の2地点(S-1、S-2 図5-2参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)によります。
	道路交通振動 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) <調査期間、時期等> ・振動の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)によります。
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況注： ・走行速度	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の2地点(S-3、S-4 図5-2参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日1日間(24時間)とします。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査します。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査します。

注：車種区分は二輪車、小型車、中型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とします。

表 5-3(2/2) 調査、予測及び評価手法（振動）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	建設機械の稼働 <予測対象> ・建設作業振動レベル <予測時期> ・建設機械の稼働による振動の影響が最大となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺及び敷地境界とします。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）による伝搬理論計算により予測します。	以下の観点から評価します。 ①振動の変化による人の健康及び生活環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す規制基準との整合性が図られていること。 ・特定建設作業振動に係る規制基準（振動規制法） ・工場・事業場に係る規制基準（振動規制法） ・道路交通振動の要請限度（振動規制法）
	工사용資材等の搬出入 <予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・資材等運搬車両の走行による振動の影響が最大となる時期とします。 <予測地点> ・工사용資材等の搬出入の主要ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-2参照）。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算によります。	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働） <予測対象> ・工場振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域周辺及び敷地境界とします。 <予測方法> ・施設の稼働による振動レベルを把握し、伝搬理論式により予測します。	
	廃棄物の搬出入 <予測対象> ・道路交通振動レベル <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・廃棄物運搬車両主要走行ルート（現地調査地点と同様）とします（図5-2参照）。 <予測方法> ・「道路環境影響評価の技術手法平成24年度版」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に示されている提案式「振動レベルの80%上端値を予測するための式」を用いた計算によります。	



凡例

- ▭ : 敷地境界
- ▬ : 搬入路 (自社専用道路)
- ▬ : 搬入路 (市道併用)
- : 環境騒音・振動
- ▲ : 道路交通騒音・振動



S = 1:25,000



図5-2 騒音・振動調査地点

表 5-4(1/2) 調査、予測及び評価手法 (悪臭)

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・ 特定悪臭物質 <sup>注</sup> ：22項目 ・ 臭気指数	<調査地点> ・ 対象事業実施区域周辺の1地点(A-1 図5-3参照) ・ 既存施設1地点(A-2 図5-3参照、ごみピット等の発生源周辺) <調査期間、回数> ・ 悪臭物質の濃度等の状況を適切に把握し得る時期として、夏季に1日(1回)とします。 <調査方法> ・ 特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告示第9号) ・ 臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成11年環告示第18号)
気象の状況 ・ 風向、風速 ・ 気温、湿度 ・ 日射量、放射収支量	<調査地点> ・ 地上気象：対象事業実施区域周辺の1地点(T-4 図5-1参照) (風向、風速は、既存施設に設置している風向風速計(T-7)のデータを使用します) <調査期間、回数> ・ 地上気象：1年間連続 <調査方法> ・ 地上気象：「地上気象観測指針」に準拠した方法

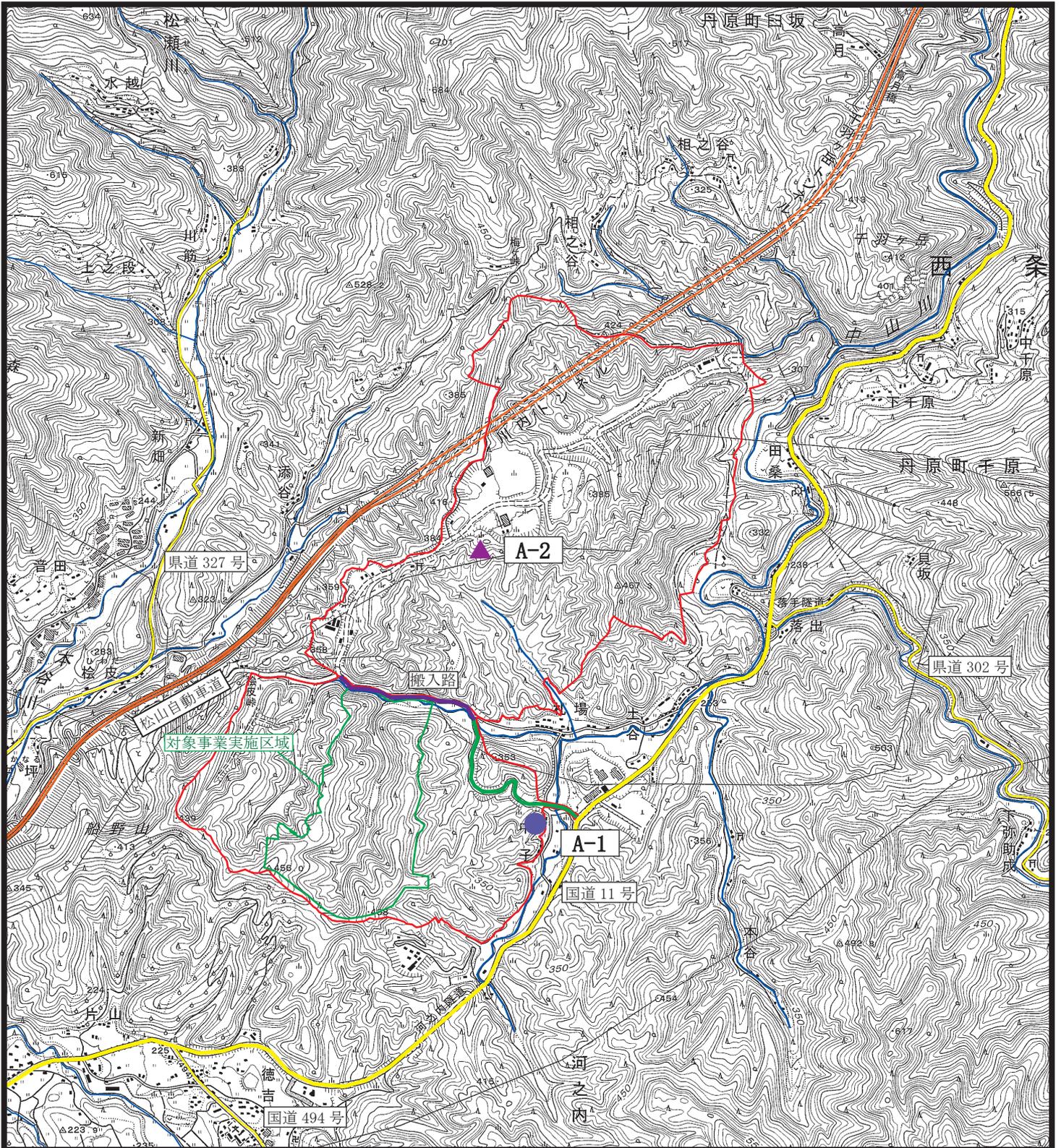
注：特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸



写真 5-3 悪臭調査例

表 5-4(2/2) 調査、予測及び評価手法 (悪臭)

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工作物の存在及び供用 地形改変及び施設の存在 (臭気の漏洩) 施設の稼働 (排ガス)	<予測対象> ・ 特定悪臭物質 ・ 臭気指数 <予測時期> ・ 施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・ 対象事業実施区域周辺とし、影響濃度が最大となる地点とします。 <予測方法> ・ 悪臭対策等の事業計画の内容を明らかにするとともに、類似事例等を参照して予測します。 ・ 煙突排ガスによる影響は、臭気指数等についてブルーム式による拡散シミュレーションにより予測します。	以下の観点から評価します。 ①悪臭の変化による生活環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す規制基準等との整合性が図られていること。 ・ 特定悪臭物質の規制基準 ・ 臭気指数の規制基準 (参考) (悪臭防止法)



凡例

- ▭ : 敷地境界
- ▬ : 搬入路 (自社専用道路)
- ▬ : 搬入路 (市道併用)
- : 悪臭 (対象事業実施区域周辺)
- ▲ : 悪臭 (既存施設)



S = 1:25,000



図5-3 悪臭調査地点

表 5-5(1/2) 調査、予測及び評価手法（水質(水の汚れ・水の濁り)）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
(平常時) ・生活環境項目 <sup>注1</sup> ・健康項目 <sup>注2</sup> ・ダイオキシン類 ・流量	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺の4地点(W-1、W-2、W-3、W-4 図5-4参照) <調査期間、時期等> ・4季に各1回とします。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号) ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環告第68号) ・可搬式流速計等によります。
(降雨時) ・浮遊物質量(SS) ・濁度 ・流量	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺の4地点(W-1、W-2、W-3、W-4 図5-4参照) <調査期間、時期等> ・降雨時2回(各回1試料採取) <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環告第59号) ・可搬式流速計等によります。
土壌沈降試験 ・浮遊物質量(SS)	<調査地点> ・対象事業実施区域の代表地点 <調査期間、時期等> ・水質調査にあわせて実施 <調査方法> ・SSと経過時間との近似式を求めます。

注1：生活環境項目 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素(DO)、大腸菌群数

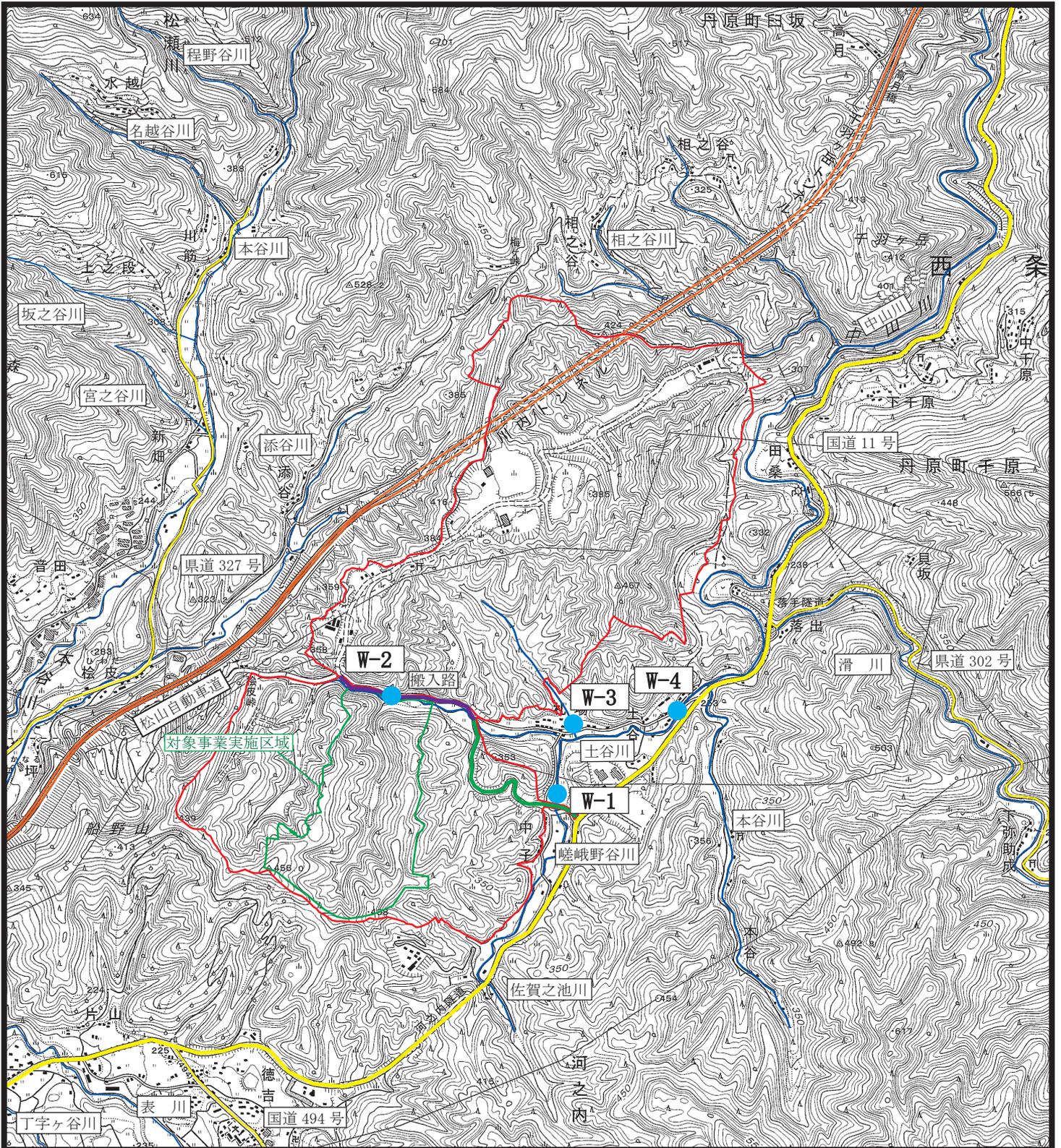
注2：健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン



写真 5-4 水質(水の濁り)調査例

表 5-5(2/2) 調査、予測及び評価手法（水質(水の汚れ・水の濁り)）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 <予測対象> ・水の濁り（SS） <予測時期> ・造成等の施工時とします。 <予測地点> ・工事中雨水の合流先である中山川とします。 <予測方法> ・工事計画、土壌沈降試験結果、濁水防止対策の内容を参照し、これまでの降雨状況を踏まえて、発生する濁水量を求め、単純混合式等により予測します。	以下の観点から評価します。 ①水質の変化による生活環境への影響について、その回避・低減が最大限図られていること。 ②以下に示す環境基準との整合性が図られていること。 ・生活環境の保全に関する環境基準（環境基本法）
土 存 地 在 又 は 及 び 工 供 用 物 の	施設の稼働（排水） <予測対象> ・水の汚れ（BOD） <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地点> ・浄化槽排水の合流先である中山川とします。 <予測方法> ・事業計画の内容を参照し、単純混合式等により予測します。	



凡例

- ▭ : 敷地境界
- ▬ : 搬入路 (自社専用道路)
- ▬ : 搬入路 (市道併用)
- : 水質調査地点



S = 1:25,000

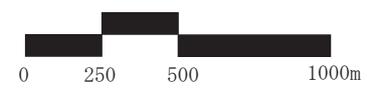


図5-4 水質調査地点

表 5-6(1/2) 調査、予測及び評価手法（動物）

調 査																									
調 査 対 象	調 査 手 法 等																								
動物相及びその分布の状況  ・哺乳類 ・鳥類 ・両生類 ・爬虫類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物	<p>&lt;調査範囲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域から概ね250m程度の範囲を確保することを前提とし設定しました。（図5-5～5-9参照）</li> </ul> <p>（なお、調査地点、ルート等は、事業計画、対象事業実施区域の現況、調査項目ごとの特性等を踏まえて設定しましたが、現地調査を通じて、適宜、調査範囲や調査地点を変更する場合があります。）</p> <p>&lt;調査期間、回数及び方法&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査時期・回数</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月上旬、夏6月-7月、秋9月中旬-10月、冬 1月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、トラップ法、自動撮影カメラ法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月中旬、初夏6月中旬-7月中旬、夏7月下旬-8月、秋 9月下旬-10月、冬12月中旬-2月 各1回</td> <td>直接観察法（定点センサス法、ルートセンサス法）</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>春 3月-4月、夏 6月-7月、秋 9月中旬-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調査</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td></td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月中旬、夏 7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、バイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月中旬、夏7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回</td> <td>タモ網、投網、定置網による捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>夏7月下旬-8月、冬1月-2月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、直接観察及び採取</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：哺乳類のトラップ法について、冬季は捕獲個体の死亡率が高くなるため実施しません。 注2：現地調査において、希少猛禽類の生息が確認された場合は、追加調査の実施を検討します。</p>	調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月上旬、夏6月-7月、秋9月中旬-10月、冬 1月-2月 各1回	直接観察法、トラップ法、自動撮影カメラ法	鳥類	春 4月-5月中旬、初夏6月中旬-7月中旬、夏7月下旬-8月、秋 9月下旬-10月、冬12月中旬-2月 各1回	直接観察法（定点センサス法、ルートセンサス法）	両生類	春 3月-4月、夏 6月-7月、秋 9月中旬-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調査	爬虫類		直接観察法	昆虫類	春 4月-5月中旬、夏 7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回	直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、バイトトラップ法	魚類	春 4月-5月中旬、夏7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回	タモ網、投網、定置網による捕獲調査	底生動物	夏7月下旬-8月、冬1月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、直接観察及び採取
調査項目	調査時期・回数	調査方法																							
哺乳類	春 4月-5月上旬、夏6月-7月、秋9月中旬-10月、冬 1月-2月 各1回	直接観察法、トラップ法、自動撮影カメラ法																							
鳥類	春 4月-5月中旬、初夏6月中旬-7月中旬、夏7月下旬-8月、秋 9月下旬-10月、冬12月中旬-2月 各1回	直接観察法（定点センサス法、ルートセンサス法）																							
両生類	春 3月-4月、夏 6月-7月、秋 9月中旬-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調査																							
爬虫類		直接観察法																							
昆虫類	春 4月-5月中旬、夏 7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回	直接観察法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、バイトトラップ法																							
魚類	春 4月-5月中旬、夏7月下旬-8月、秋 10月-11月上旬、各1回	タモ網、投網、定置網による捕獲調査																							
底生動物	夏7月下旬-8月、冬1月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、直接観察及び採取																							
重要な種の分布、生息の状況	重要な動物の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等に留意します。																								
生息環境の状況	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにします。																								
注目すべき生息地の分布、当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	注目すべき生息地の分布、当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況について、文献、植物調査結果等も参考にして明らかにします。																								

表 5-6(2/2) 調査、予測及び評価手法（動物）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工作物の存在及び供用	<p>&lt;予測対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度</li> </ul> <p>&lt;予測時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握することができる時期とします。</li> </ul> <p>&lt;予測地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺地域とします。</li> </ul> <p>&lt;予測方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果と対象事業の計画の状況から、動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握し、事例の引用または解析によります。</li> </ul>	<p>以下の観点から評価します。</p> <p>①動物の重要な種及び注目すべき生息地、分布又は生息環境の改変の程度について、その回避・低減が最大限図られていること。</p>



哺乳類調査状況（自動撮影カメラ、シャーマントラップ）



鳥類調査状況（定点センサス法、ルートセンサス法）



両生類・爬虫類調査状況（直接観察法）



昆虫類調査状況（ライトトラップ法）



魚類調査状況（投網）



底生動物調査状況

写真 5-5 動物調査例

表 5-7(1/2) 調査、予測及び評価手法 (植物)

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
植物相及び植生の状況 ・種子植物及びシダ植物	<p>&lt;調査範囲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域から概ね250m程度の範囲を確保することを前提とし設定しました。(図5-5参照)</li> </ul> <p>(なお、調査範囲は、事業計画、対象事業実施区域の現況、調査項目ごとの特性等を、踏まえて設定しましたが、現地調査を通じて、適宜、調査範囲や調査地点を変更する場合があります。)</p> <p>&lt;調査期間、回数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早春 3月上旬-4月上旬、春 4月中旬-5月下旬、夏 7月上旬-8月下旬、秋10月上旬-11月中旬に各1回とします。</li> </ul> <p>&lt;調査方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録します。</li> <li>現存植生：植物社会学的手法（ブラウンプランケの全推定法）に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成します。</li> <li>群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握します。</li> <li>潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認します。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成します。</li> </ul>
重要な種、群落の分布、生育の状況	重要な植物種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにします。
生育環境の状況	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにします。

表 5-7(2/2) 調査、予測及び評価手法（植物）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工作物の存在及び供用	<p>地形変化及び施設 の存在</p> <p>&lt; 予測対象 &gt; ・ 重要な種及び群落への影響の程度</p> <p>&lt; 予測時期 &gt; ・ 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落、注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握することができる時期とします。</p> <p>&lt; 予測地域 &gt; ・ 対象事業実施区域周辺地域とします。</p> <p>&lt; 予測方法 &gt; ・ 調査結果と対象事業の計画の状況から、予測対象種の生育環境や群落の生育地が変化する程度を把握し、事例の引用または解析によります。</p>	<p>以下の観点から評価します。</p> <p>①植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地、分布又は生育環境の改変の程度についてその回避・低減が最大限図られていること。</p>



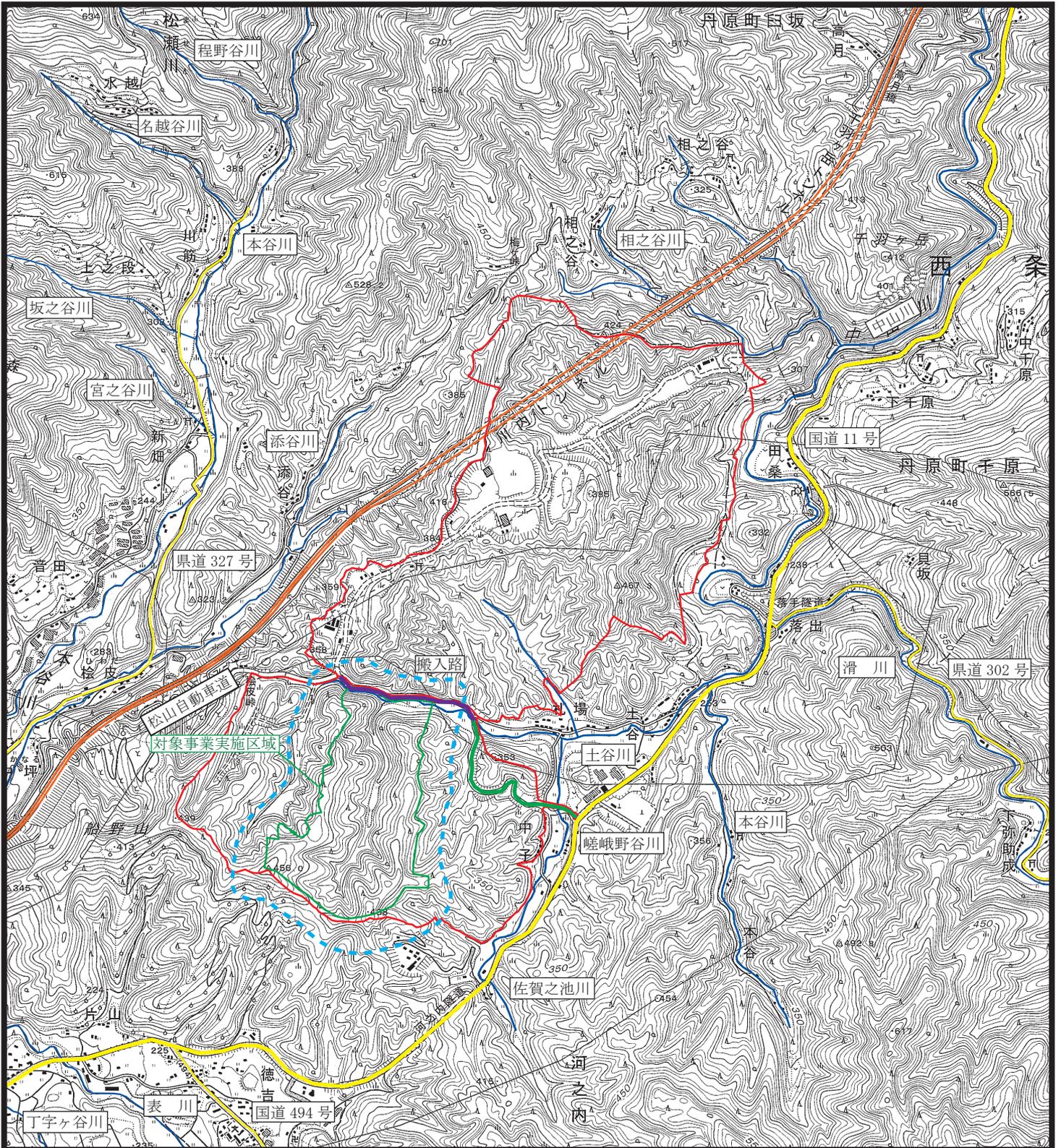
写真 5-6 植物調査例

表 5-8(1/2) 調査、予測及び評価手法（生態系）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
動植物その他の自然環境に係る概況	<p>&lt;調査範囲&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域から概ね250m程度の範囲を確保することを前提とし設定しました。（図5-5参照）</li> </ul> <p>&lt;調査期間、回数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一としますが、必要に応じて適宜追加することとします。</li> </ul> <p>&lt;調査方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理します。</li> </ul>
複数の注目種等の生態、他の動植物との相互関係または生息環境、生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理します。</li> </ul>

表 5-8(2/2) 調査、予測及び評価手法（生態系）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は工作物の存在及び供用	<p>&lt;予測対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を特徴づける生態系の注目種等の生息生育に及ぼす影響の程度</li> </ul> <p>&lt;予測時期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を的確に把握することができる時期とします。</li> </ul> <p>&lt;予測地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域周辺地域とします。</li> </ul> <p>&lt;予測方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果と対象事業の計画の状況から、環境類型の区分ごとに変化する生物相及び生育生息環境と生態系との関係について理論的解析をします。</li> <li>・注目種・群集等の状況については、上位性、典型性、特殊性の観点から選定した生物種等及びその生育生息環境の変化と生態系との関係について類似事例等を参考に予測します。</li> </ul>	<p>以下の観点から評価します。</p> <p>①環境類型の区分ごとの変化と生態系との関係への影響について、回避・低減が最大限図られていること。</p> <p>②注目種・群集等の変化と生態系との関係への影響について、回避・低減が最大限図られていること。</p>



凡例

- : 敷地境界
- : 対象事業実施区域
- : 搬入路 (自社専用道路)
- : 搬入路 (市道併用)
- : 動物・植物・生態系調査範囲



S = 1:25,000

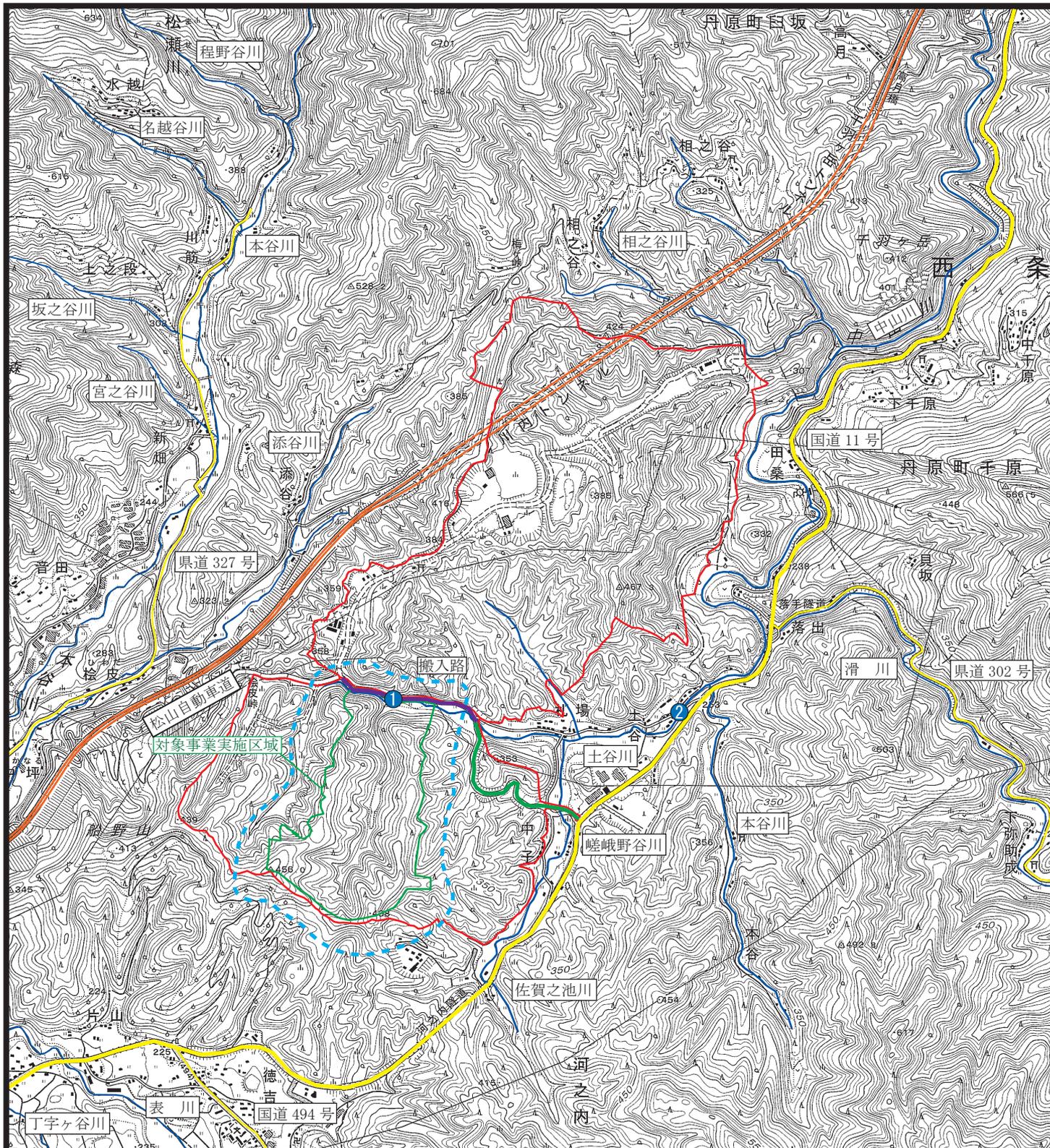


図5-5 動物・植物・生態系調査範囲









凡例

- : 敷地境界
- : 対象事業実施区域
- : 搬入路 (自社専用道路)
- : 搬入路 (市道併用)
- : 動物・植物・生態系調査範囲
- : 魚類・底生動物調査位置



S = 1:25,000



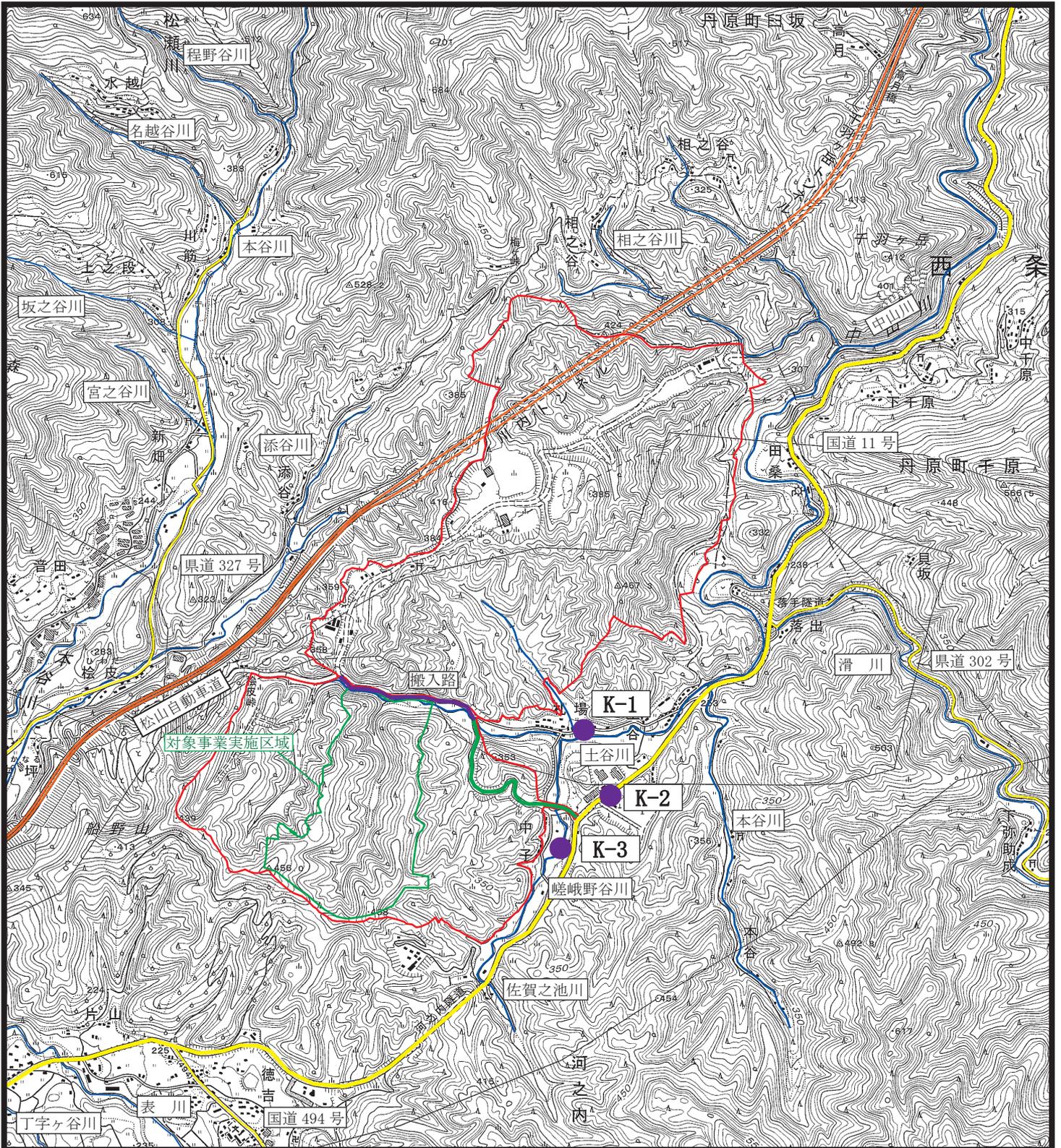
図5-9 魚類・底生動物調査地点

表 5-9(1/2) 調査、予測及び評価手法（景観）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
主要な眺望点の概況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	現地調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;調査地点&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点</li> <li>・周辺地域住民の生活の場における眺望への影響の程度を把握することができる地点（主な眺望点3地点(K-1、K-2、K-3 図5-10参照)）</li> </ul> </li> <li>&lt;調査期間、時期等&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間、時期及び時間帯（季節による景観の変化を考慮して4季調査とします。）</li> </ul> </li> <li>&lt;調査方法&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真撮影等によります。</li> </ul> </li> </ul>

表 5-9(2/2) 調査、予測及び評価手法（景観）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
地形変更後の土地及び施設 の存在 土地又は工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;予測対象&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点の概況</li> <li>・景観資源の状況</li> <li>・主要な眺望景観の状況</li> </ul> </li> <li>&lt;予測時期&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の特性を踏まえて主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観に係る影響を的確に把握することができる時期</li> </ul> </li> <li>&lt;予測地域&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</li> </ul> </li> <li>&lt;予測方法&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点及び景観資源について、分布の変更の程度を把握した上で、事例の引用又は解析によります。</li> <li>・主要な眺望景観について、フォトモニタージュ法その他の視覚的な表現方法</li> </ul> </li> </ul>	以下の観点から評価します。 ①主要な眺望点、景観資源並びに主要な眺望景観への影響について、回避・低減が最大限図られていること。



凡例

- ▭ : 敷地境界
- ▬ : 搬入路 (自社専用道路)
- ▬ : 搬入路 (市道併用)
- : 景観調査地点



S = 1:25,000



図5-10 景観調査地点

表 5-10 調査、予測及び評価手法（廃棄物等）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響 <予測対象> ・建設副産物の種類及び量 <予測時期> ・工事期間全体とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域内とします。 <予測方法> ・工事計画の内容を明らかにすることにより予測します。	以下の観点から評価します。 ①廃棄物の発生量の低減が最大限図られているか。 ②廃棄物の処理・処分に伴う影響の低減が最大限図られているか。
土地又は供用物の存在及び	廃棄物の発生 <予測対象> ・廃棄物の種類及び量 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域内とします。 <予測方法> ・事業計画より、ばいじん、焼却灰の処理・処分方法を明らかにし、類似事例の引用又は解析等により予測します。	

表 5-11 調査、予測及び評価手法（温室効果ガス等）

予 測 ・ 評 価		
環境影響要因	予測手法等	評価手法
土地又は供用物の存在及び	施設の稼働（排ガス） <予測対象> ・二酸化炭素の排出量 <予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とします。 <予測地域> ・対象事業実施区域内とします。 <予測方法> ・事業計画の内容を明らかにすることにより予測します。	以下の観点から評価します。 ①温室効果ガスの排出量の低減が最大限図られているか。 ②温室効果ガスの排出等を可能な限り定量的に把握し、現状との比較を行う。 ③温室効果ガス等に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標との整合性が図られていること。





方法書に関するお問い合わせ

(事業者)

オオノ開発株式会社

担当：第三営業部 丹下

愛媛県東温市河之内乙 825 番地 3

電話：089-966-4141 ファックス：089-966-4613